

平成 2 9 年度

国の予算編成に対する要請書

平成 2 8 年 5 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、今では人口が148万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、本年3月に策定した「川崎市総合計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中で、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、平成29年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

平成28年5月

川崎市長 **福田紀彦**

目 次

重 点 要 請 事 項

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

| | |
|----------------------------------|----|
| 地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 県費負担教職員制度の見直しに伴う財源措置について・・・・・・・・ | 4 |
| 障害者制度改革に係る財政措置等について・・・・・・・・ | 6 |
| 「介護サービス制度」の改善について・・・・・・・・ | 8 |
| セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・ | 10 |
| 子ども・子育て支援事業計画の着実な推進と質の確保に向けた取組 | |
| 及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について・・・・・・・・ | 12 |
| 安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・ | 14 |

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

| | |
|----------------------------------|----|
| 殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における | |
| 国家戦略特区の取組推進とイノベーション創出について・・・ | 16 |
| “水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について・・・ | 18 |
| 羽田連絡道路をはじめとする | |
| 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・ | 20 |

そ の 他 の 要 請 事 項

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

| | |
|-------------------------------------|----|
| 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた | |
| 取組の推進について【新規要請項目】・・・ | 24 |
| 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について・・・ | 26 |
| 小児救急医療体制等の拡充について・・・・・・・・ | 28 |
| 成人ぜん息患者医療費助成事業について・・・・・・・・ | 30 |
| 予防接種事業の抜本的改革について・・・・・・・・ | 32 |
| 住宅・建築物の総合的な耐震対策等による | |
| 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・・・・・・・・ | 34 |
| 消防施設及び緊急消防援助隊の整備について・・・・・・・・ | 36 |
| 石油コンビナート地域の強靱化について・・・・・・・・ | 38 |
| 五反田川放水路整備事業に対する財政措置について・・・・・・・・ | 40 |
| 河川管理施設の老朽化対策の推進について・・・・・・・・ | 42 |
| 高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について・・・ | 44 |
| エネルギーに関する取組の推進について・・・・・・・・ | 46 |
| 微小粒子状物質（PM2.5）削減の取組について・・・・・・・・ | 48 |
| 自動車環境対策の推進について・・・・・・・・ | 50 |
| 廃棄物処理施設整備事業の推進について・・・・・・・・ | 52 |
| 緑地保全事業について・・・・・・・・ | 54 |
| 公園等整備事業について・・・・・・・・ | 56 |
| 等々力緑地再編整備の推進について・・・・・・・・ | 58 |
| 水道施設耐震化の推進について・・・・・・・・ | 60 |
| 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の取扱いについて・・・ | 62 |
| 正規雇用等につながる雇用施策及び中小企業等の | |
| 人材不足対策の推進について・・・・・・・・ | 64 |

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

| | |
|--------------------------------------|----|
| 道路施設の維持修繕事業について・・・・・・・・ | 66 |
| 幹線道路の整備推進について・・・・・・・・ | 68 |
| 中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について・・・・・・・・ | 70 |
| 京浜急行大師線連続立体交差事業について・・・・・・・・ | 72 |
| JR南武線連続立体交差事業について・・・・・・・・ | 74 |
| 川崎縦貫道路の整備推進について・・・・・・・・ | 76 |
| 首都高速道路等の料金施策に係る措置について・・・・・・・・ | 78 |
| 広域鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・ | 80 |
| 川崎駅周辺地区の整備推進について・・・・・・・・ | 82 |
| 小杉駅周辺地区の整備推進について・・・・・・・・ | 84 |
| 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について・・・・・・・・ | 86 |
| 下水道整備事業の推進について・・・・・・・・ | 88 |
| 「新川崎・創造のもり」地区でのオープンイノベーションの推進について・・・ | 90 |
| 川崎港の機能拡充について・・・・・・・・ | 92 |

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

重 点 要 請 事 項

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

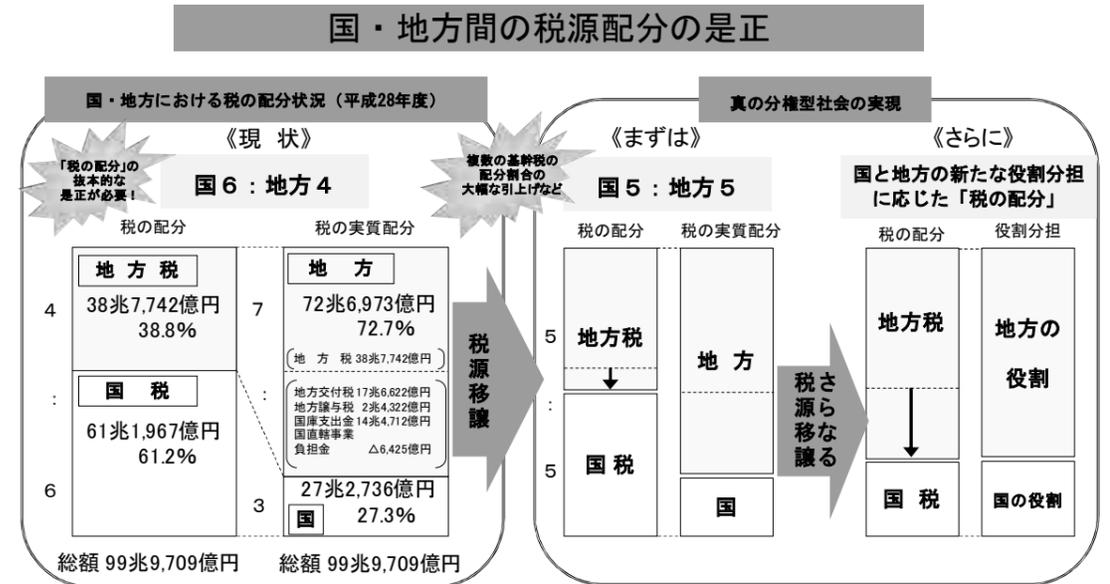
- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」を、まずは5：5となるようにすること。さらに、地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

■ 要請の背景

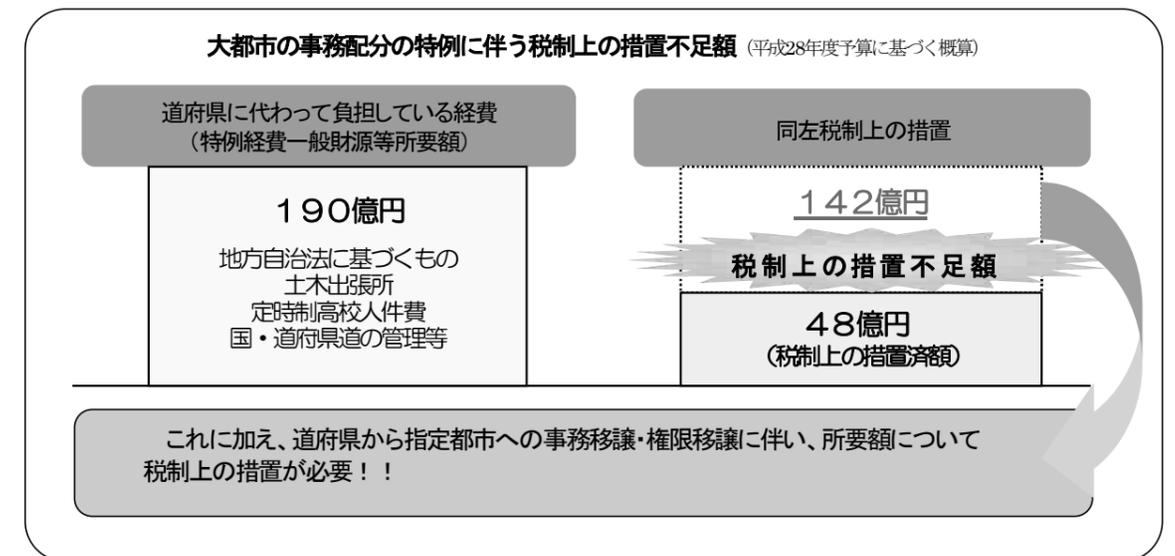
- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要です。
- 指定都市は、圏域の中核都市としての役割や人口の集中・産業の集積に伴う大都市特有の財政需要を抱えています。加えて、指定都市には事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・

流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。

- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきであり、国は速やかにその工程を明らかにするべきです。



注 地方法人税の拡大の影響により、今後、市町村と国との税の配分格差がさらに拡大する。



この要請文の担当課/財政局財政部資金課 TEL.044-200-2183

県費負担教職員制度の見直しに伴う財源措置について

【総務省・文部科学省】

■ 要請事項

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること。

■ 要請の背景

- 平成25年11月、指定都市所在道府県と指定都市は、国の適切な地方財政措置を前提として、県費負担教職員の給与負担などの包括的な権限を指定都市へ移譲すること及び個人住民税所得割2%の税源移譲を行うことに合意しました。この合意を踏まえ、関係法律の改正が第4次一括法として平成26年6月に公布されたところです。
- 平成29年4月に予定されている権限移譲に向けた地方財政措置の検討に当たっては、現在道府県が提供している教育行政の水準を、指定都市への権限移譲後においても維持できるよう、国は引き続き指定都市と協議の上、指定都市の財政運営に支障がない適切な方法を早急に設定すべきです。
- 基準財政需要額については、小・中・特別支援学校に係る教職員の給与、共済費、退職手当及び移譲により生ずる事務関係経費等に関し、適切に所要額全額を算定すべきです。基準財政収入額については、指定都市と道府県の合意の前提である財政中立の観点から、適切に算定すべきです。
- 移譲初年度においては移譲税源が平年度化しないおそれがあることから、移譲税

源相当額が確実に指定都市の歳入となるよう、適切な措置を講ずるべきです。

- 人事・給与等に関するシステム構築など、移譲に係る経費についても、所要額全額を国において適切かつ確実に措置すべきです。

税源移譲初年度における個人住民税の状況

本市収支フレームに基づく試算(平成29年度)

平年度

(単位:億円)

| | | |
|----------------|---------------------------|---------------------------|
| 個人住民税所得割 2% | | |
| 397 | | |
| うち普通徴収分 110 | うち特別徴収(給与)分(4月~3月) 287 | |
| 税源移譲初年度 | | |
| うち普通徴収分 110 | 4,5月分 48 | うち特別徴収(給与)分(6月~3月) 239 |
| | ↓ 県の歳入 | ↓ 市の歳入 |
| | ↑ 特別徴収の年度切り替え 6月 | |

権限移譲に係る人件費・システム構築・運用経費

(単位:億円)

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度以降 |
|----------|--------|--------|--------|----------|
| 人件費 | 0.7 | 0.9 | 0.9 | 0.9 |
| システム構築経費 | — | 0.8 | 1.2 | — |
| システム運用経費 | — | — | — | 0.4 |
| 合計 | 0.7 | 1.7 | 2.1 | 1.3 |

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL044-200-2183
 教育委員会事務局職員部県費教職員移管準備担当 TEL044-200-0366

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- 2 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講じること。
- 3 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

○ 障害児については、平成24年4月に児童福祉法において、「放課後等デイサービス」等により、授業の終了後又は学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う支援を行うことで、結果として、御家族のレスパイトや就労支援に役立っています。しかしながら、特別支援学校等を卒業し、障害者総合支援法上のサービス利用となると、特に生活介護の事業所に通所し、16時から17時には帰宅し、一人であることが困難な場合、御家族の就労継続が困難になることなど、障害児と同様な制度の充実を求める声が増加していることから、生活介護事業所における延長支援の充実が求められている状況です。生活介護事業所からは、採算性や職員体制を確保するために十分な報酬になっていないといった御意見をいただいております、当該加算の見直しが必要です。

○ 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助金は、要綱に基づく交付額に達していない状況が続いています。

○ 障害者就業・生活支援センター事業は、都道府県の地域生活支援事業と位置づけられており、国の方針では、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所程度の設置となっております。本市においては、市全域が1つの障害保健福祉圏域となっており、都道府県の地域生活支援事業の対象は1か所ですが、同センターは企業就労を希望する障害者と一般企業を結ぶ「つなぎ」という重要な役割を担っており、就労支援は障害のある方が地域で自立した生活をしていくための重要な支援であることと併せて、より身近な地域で支援を提供することが効果的であることから、本市においては、市域を南部・中部・北部に分けての3か所設置しております。障害者数や企業数などの就労実績に直結する要因は、都市部、地方によって障害保健福祉圏域ごとに異なることから、地域の実情に応じて複数設置するなどの柔軟な対応が求められております。

■ 費用

○ 平成29年度地域生活支援事業費 約15億円（国費1/2 約7億円）

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
- 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

(表1) 地域生活支援事業の実績【平成26年度実績額】 (単位：百万円)

| 事業費 | 要綱に基づく 交付額 (A) | 交付額 (B) | 川崎市超過負担分 (A) - (B) |
|-------|-------------------|---------|-----------------------|
| 1,337 | 688 | 424 | 264 |

(表2) 障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移 (単位：人)

| | 設置数 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 障害者就業・生活支援センター (国庫補助対象) | 1か所 | 240 | 267 | 327 | 410 |
| 障害者就労援助センター (本市単独設置) | 2か所 | 353 | 427 | 502 | 649 |

この要請文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL 044-200-2663

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、新たな介護報酬制度の構築に向けて取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、新たな介護報酬制度を構築するまでの間、財政支援すること。

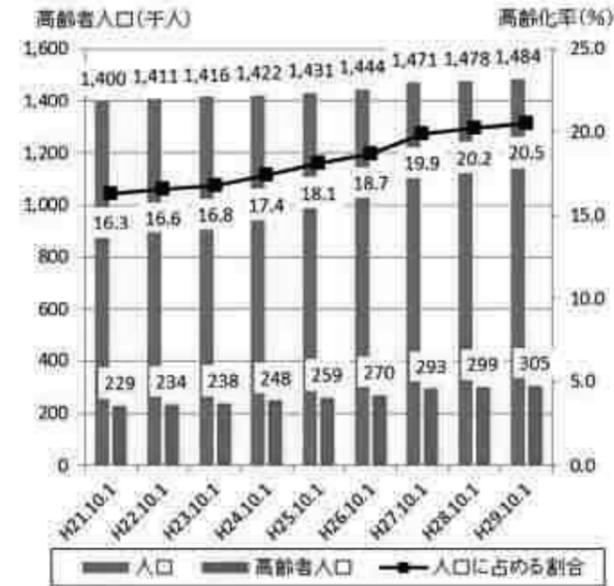
■ 要請の背景

- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
- 現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組みになっています。
- 要介護度の改善等を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度に見直しを図ることが必要です。また、長年にわたって、要介護度を維持した場合にも同様な仕組みが必要です。
- 本市では、要介護度等の改善・維持の促進を図る仕組みにより、無理なく安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を庁内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度や日常生活動作の改善・維持について、効果のあった事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな仕組みを平成28年度から開始します。

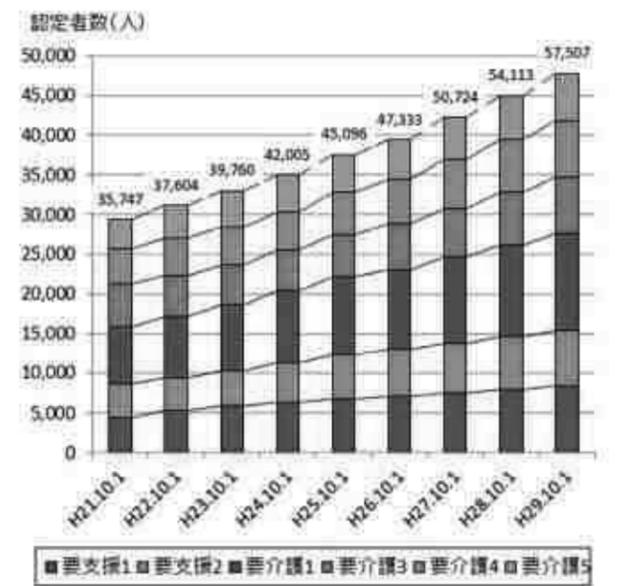
■ 効果等

- 要介護度等の改善・維持が図られた場合、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度により、介護保険給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体独自の取組により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、新たな介護保険制度の見直しに際し、有効な基礎資料として活用することができます。

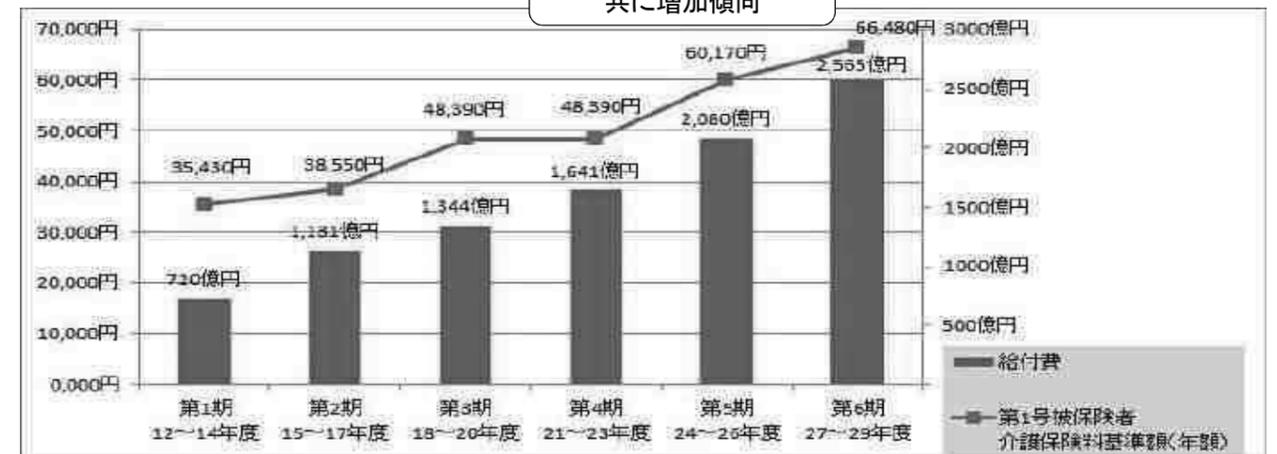
高齢者人口の推移



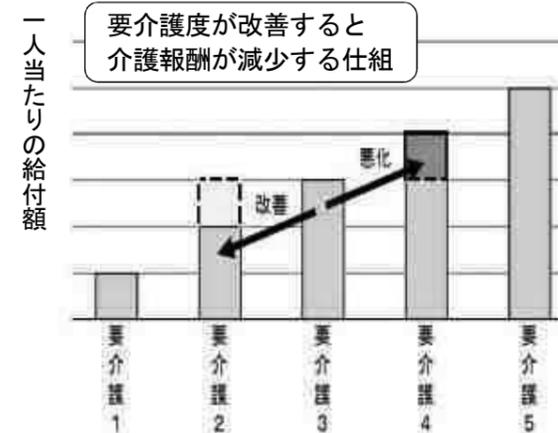
要介護認定者数の推移



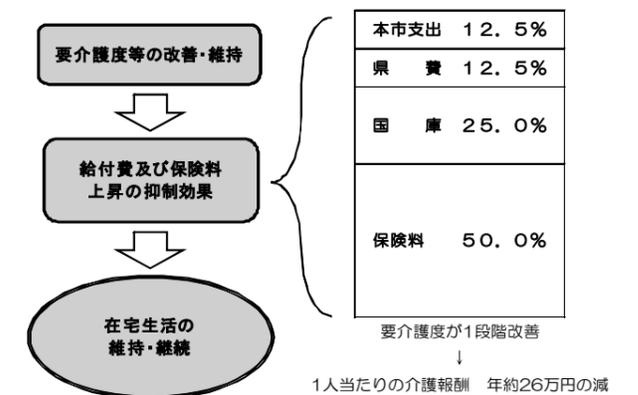
介護保険料・給付費の推移



要介護度改善と介護報酬



かわさき健幸福寿プロジェクトイメージ図



セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、法律に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。また、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業などの任意事業については、緊急性に鑑み、国の補助割合を増額すること。
- 3 生活困窮者支援の相談員育成について、生活困窮者自立支援制度における人材養成研修を拡充するなど、国が責任を持って人材の養成を行うこと。

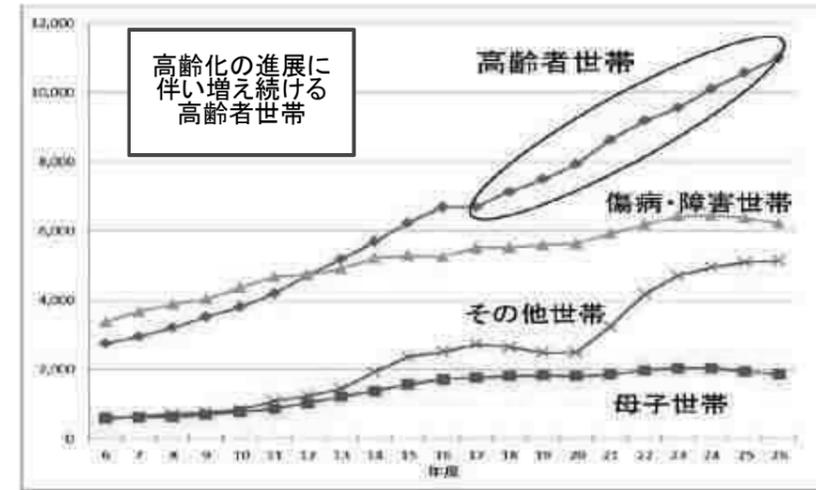
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、医療費の一部自己負担など、生活保護制度の抜本的な見直しについて提案してきました。しかしながら、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。
- 平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市では、「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」を開設し、生活困窮者の自立に向けて、相談支援を行っています。一方で、国においては、同法に必須事業、任意事業が位置付けられましたが、その事業ごとに国庫負担（補助）基準額が設定され、実質的に国の負担（補助）に上限が示されています。また、学習支援事業は、国がその費用を全額負担し実施してきたところ、同法の施行に伴い、基準額及び補助率が設定されましたが、「貧困の連鎖の防止」に向けて、更なる事業の充実が必要です。
- 国が実施している生活困窮者支援に携わる相談員の人材育成については、全国一律の制度として、更なる人材育成の充実・強化が求められています。

■ 本市の取組

- 生活保護制度については、これまで国の補助金を積極的に活用し自立に向けて多様な就労支援等に取り組んできました。しかしながら、就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、更なる就労支援等の構築が必要です。
- 生活困窮者自立支援制度に係る国庫補助（負担）事業について、平成28年度は、市負担分を予算化することで事業実施を図っていますが、平成29年度においては、補助基準額が減額されるため、同規模の事業実施が困難になります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移

〔単位：億円〕

| | 扶助費総額 | うち国負担 | うち市負担 |
|-------|-------|-------|-------|
| H15決算 | 404 | 295 | 109 |
| H20決算 | 446 | 330 | 116 |
| H28予算 | 602 | 443 | 159 |

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～平成28年度 … 制度化による補助率(3/4、2/3、1/2)の削減 (モデル事業(10/10)) 平成29年度 … 経過措置の終了による補助基準額の減額 (単位：千円)

| 市事業名 (国庫補助事業メニュー名) | 補助率 | 生活困窮者自立支援法 | | | | | | | | |
|------------------------------------|-----|----------------------|---------|---------|---------------------------------|---------|---------|---------------------------------|---------|---------|
| | | 平成27年度申請額 | | | 平成28年度申請予定額 | | | 平成29年度見込額 (平成28年度ベース) | | |
| | | 事業費 (補助基準額) | 国庫補助額 | 市負担額 | 事業費 (補助基準額) | 国庫補助額 | 市負担額 | 事業費 (補助基準額) | 国庫補助額 | 市負担額 |
| ① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業) | 3/4 | 254,436 (316,800) | 191,933 | 62,503 | 291,297 (316,800) | 228,491 | 62,806 | 259,000 (259,000) | 194,250 | 64,750 |
| ② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業) | | | | | | | | | | |
| ③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業) | | | | | | | | | | |
| ④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(一時生活支援事業) | 2/3 | 146,907 (363,600) | 97,938 | 48,969 | 182,489 (363,600) | 121,659 | 60,830 | 182,489 (333,000) | 121,659 | 60,830 |
| ⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金) | 3/4 | 26,537 (-) | 19,902 | 6,635 | 30,179 (-) | 22,634 | 7,545 | 30,179 (-) | 22,634 | 7,545 |
| ⑥ 学習支援事業(学習支援事業) | 1/2 | 40,000 (51,840) | 20,000 | 20,000 | 50,000 (47,500) ※(66,700) | 25,000 | 25,000 | 50,000 (47,500) ※(66,700) | 25,000 | 25,000 |
| 合計 | | 467,880 | 329,773 | 138,107 | 553,965 | 397,784 | 156,181 | 521,668 | 363,543 | 158,125 |

※学習支援事業の66,700千円は、高校中退防止加算額(7,200千円)と家庭訪問加算額(12,000千円)を含む。

この要請文の担当課/健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

子ども・子育て支援事業計画の着実な推進と質の確保に向けた取組及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 増大する保育ニーズに対応するため、保育所、小規模保育事業等の増設に係る必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 2 幼保連携型認定こども園の設置や幼稚園からの認定こども園への移行促進、認可外保育施設の認可保育所や小規模保育事業等への移行支援を図るため必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 3 公定価格における質の改善事項について、児童や保育士等の処遇向上のため、1歳児及び4・5歳児の職員配置の改善に係る財源を確保し、早期実現に努めること。
- 4 幼稚園就園奨励費補助事業に係る市町村に対する実質的な補助を拡充し、市町村の超過負担の解消を図るため必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 5 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。

■ 要請の背景

○ 本市の人口は、依然として増加の一途を辿っており、これに伴って就学前の子どもの数が増加しています。また、核家族化の進行や共働きをする子育て家庭の増加などの影響により、保育所利用申請者数は毎年増加しています。

平成27年度については、1,605人分の認可保育所の整備や、170人分の地域型保育事業の整備のほか、幼稚園の認定こども園の移行等により95人分確保するなど、平成28年4月に向けて全市で1,870人増の24,739人の保育受入枠を確保したところです。

平成28年4月には、厚生労働省から「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」が示されたところですが、本市の今後の「量の見込み」は、引き続き増加が見込まれており、さらなる保育環境の整備や、地域ごとの保育需要への的確な対応が必要であり、施設整備費に対する継続的な財政措置が必要です。

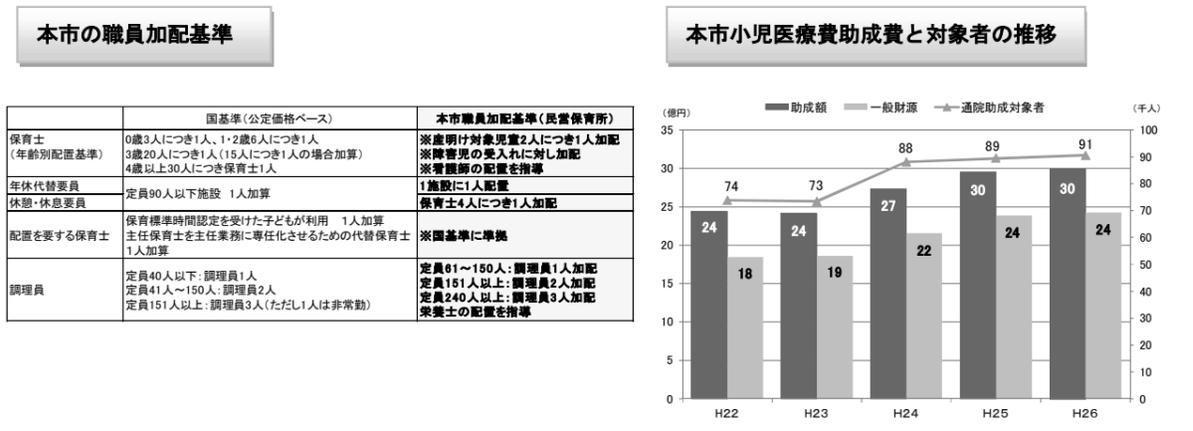
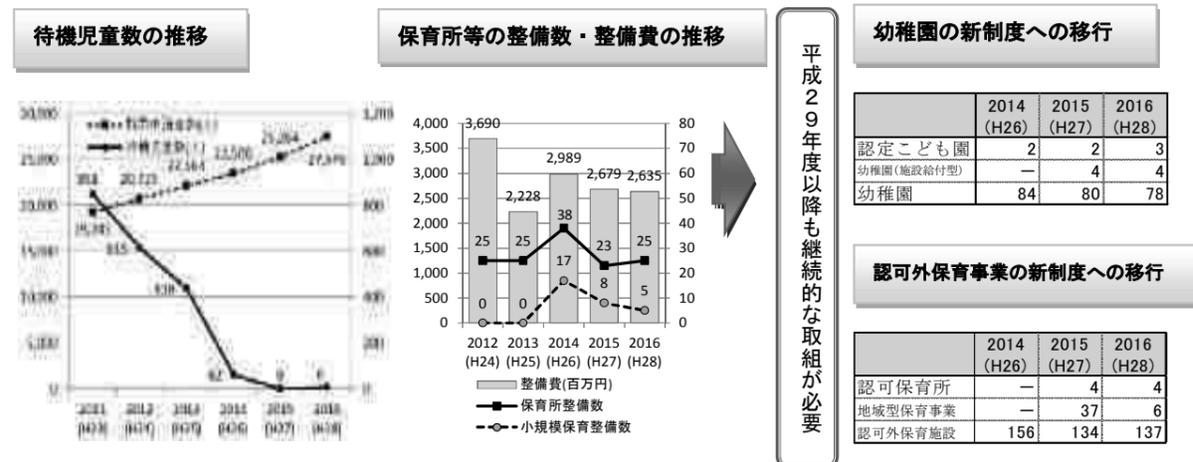
○ 幼稚園の実績と環境を活かし、さらに充実した教育・保育を実施し、多様なニーズへの対応を図るため、希望する施設が円滑に認定こども園に移行するための支援や、保育の質の向上を図るため、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業に移行するための支援を行うためには、継続的な財政措置が必要です。

○ 国の公定価格における3歳児の職員配置の改善(20:1⇒15:1)については、平成27年4月に導入が図られたところですが、1歳児(6:1⇒5:1)及び4・5歳児(30:1⇒25:1)の職員配置の改善については、財源の確保が困難として実施時期が未定となっています。児童や保育士等の処遇改善として実効性を担保するためにも、早期に財源を確保し、加算等の仕組みを構築することが必要です。

○ 幼稚園就園奨励費補助事業について、国の平成27年度の取組として、補助割合を1/3とし、市町村の超過負担を解消することとしていましたが、実際には補助割合である1/3に満たず、市が約9,200万円の超過負担をしています。

○ 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取り組んでいますが、拡充に当たっては、財政の負担が大きくなっています。



この要請文の担当課/ 1~4 こども未来局子育て推進部保育課 TEL044-200-2662
5 こども未来局こども支援部こども家庭課 TEL044-200-2671

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 学校給食施設整備事業について、整備促進を図るための十分な財政措置を講ずること。
- 2 校舎等老朽化対策及び質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 3 子育て世代流入による児童生徒増加への対応のため、校舎等新增改築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の中学校の給食は、家庭からの弁当を基本とするミルク給食を実施しています。学校においては、教科や特別活動、給食の時間の中で食に関する指導を実施するなど、学校教育全体で食育の推進を図っています。今後、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり、安全・安心で温かい給食を提供し、さらなる食育の充実を図ることを目的に、中学校全校で完全給食を導入することを決定し、現在、PFI事業による共同調理場や配膳室等の整備を進めています。
- 本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて一斉に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。こうした状況の中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進するため、他都市に先駆けて学校施設長期保全計画を策定し、早期により多くの学校の教育環境の改善を図ることとしています。また、質的整備については、特に学校トイレの快適化やエレベータ設置について、学校現場や保護者のニーズが高く、計画的な取組が求められています。
- また、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う子育て世代の流入により児童生徒が増加しているため、必要な教室数を確保するなど、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める必要があります。こうしたことから、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るため、新設校の整備や校舎の増築などを進めることとしています。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費
 - ・学校給食施設整備事業 共同調理場 事業費 約122.7億円 (国費 約14.7億円)
 - ・老朽化等対策事業 41校 事業費 約90.0億円 (国費 約11.4億円)
 - ・質的整備事業 12校 事業費 約5.2億円 (国費 約1.2億円)
 - ・児童生徒増加対策事業 5校 事業費 約22.9億円 (国費 約2.7億円)

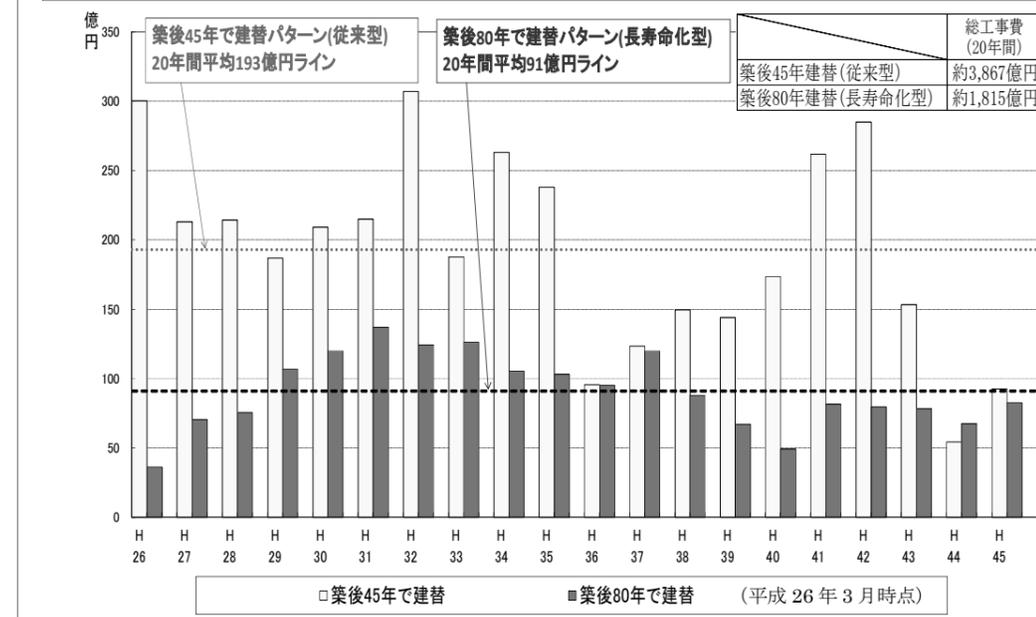
【平成29年度の主な取組み】

学校給食施設整備事業

| 事業内容 | 事業年度 | 概算国庫支出金額 |
|---|----------------------|-------------------|
| PFI事業による共同調理場の整備 (仮称) 南部学校給食センター (仮称) 中部学校給食センター (仮称) 北部学校給食センター | PFI事業期間 平成27～43年度 | 約14.7億円 (29年度) |

老朽化等対策事業計画

| | | |
|--------------|----------------|-----------------------------------|
| 再生整備事業(校舎) | 16校(平成28～31年度) | 概算国庫支出金額 約15.8億円 (29年度 約5.0億円) |
| 再生整備事業(体育館) | 14校(平成29年度) | 概算国庫支出金額 約2.9億円 |
| 予防保全事業(校舎) | 2校(平成29年度) | 概算国庫支出金額 約0.8億円 |
| 予防保全事業(体育館) | 2校(平成29年度) | 概算国庫支出金額 約0.3億円 |
| 外壁等剥落・落下防止工事 | 7校(平成29年度) | 概算国庫支出金額 約2.4億円 |



質的整備事業計画

| 事業名 | 学校数 | 事業年度 | 概算国庫支出金額 |
|-----------|-----|--------|----------|
| 学校トイレ環境整備 | 7校 | 平成29年度 | 約1.0億円 |
| エレベータ設置 | 5校 | 平成29年度 | 約0.2億円 |

児童生徒急増対策事業計画(校舎の増築)

| 学校名 | 事業年度 | 概算国庫支出金額 |
|---------------------------|-----------|-------------------------|
| 末長小学校 西梶ヶ谷小学校 | 平成28～29年度 | 約2.0億円 (29年度 約1.4億円) |
| 下小田中小学校 井田小学校 塚越中学校 | 平成29～30年度 | 約3.3億円 (29年度 約1.3億円) |

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課 / 教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271
教育委員会事務局中学校給食推進室 TEL 044-200-3562

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における国家戦略特区の取組推進とイノベーション創出について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区プロジェクトの実施に必要な規制改革等を実現するとともに、自主財源で投資活動を行う事業者でも課税の特例措置が適用されるよう、貸付要件の緩和を行うこと。
- 2 ナノ医療イノベーションセンターにおけるスマートヘルスケア社会の実現に向けた革新的な研究開発・社会実装の着実な推進に必要な予算拡充を図ること。
- 3 産学連携によるアントレプレナー等のイノベーション創出を担う人材育成機能や事業化促進のための施設整備に対し財政支援策を講じること。
- 4 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果を十分評価する制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。

■ 要請の背景

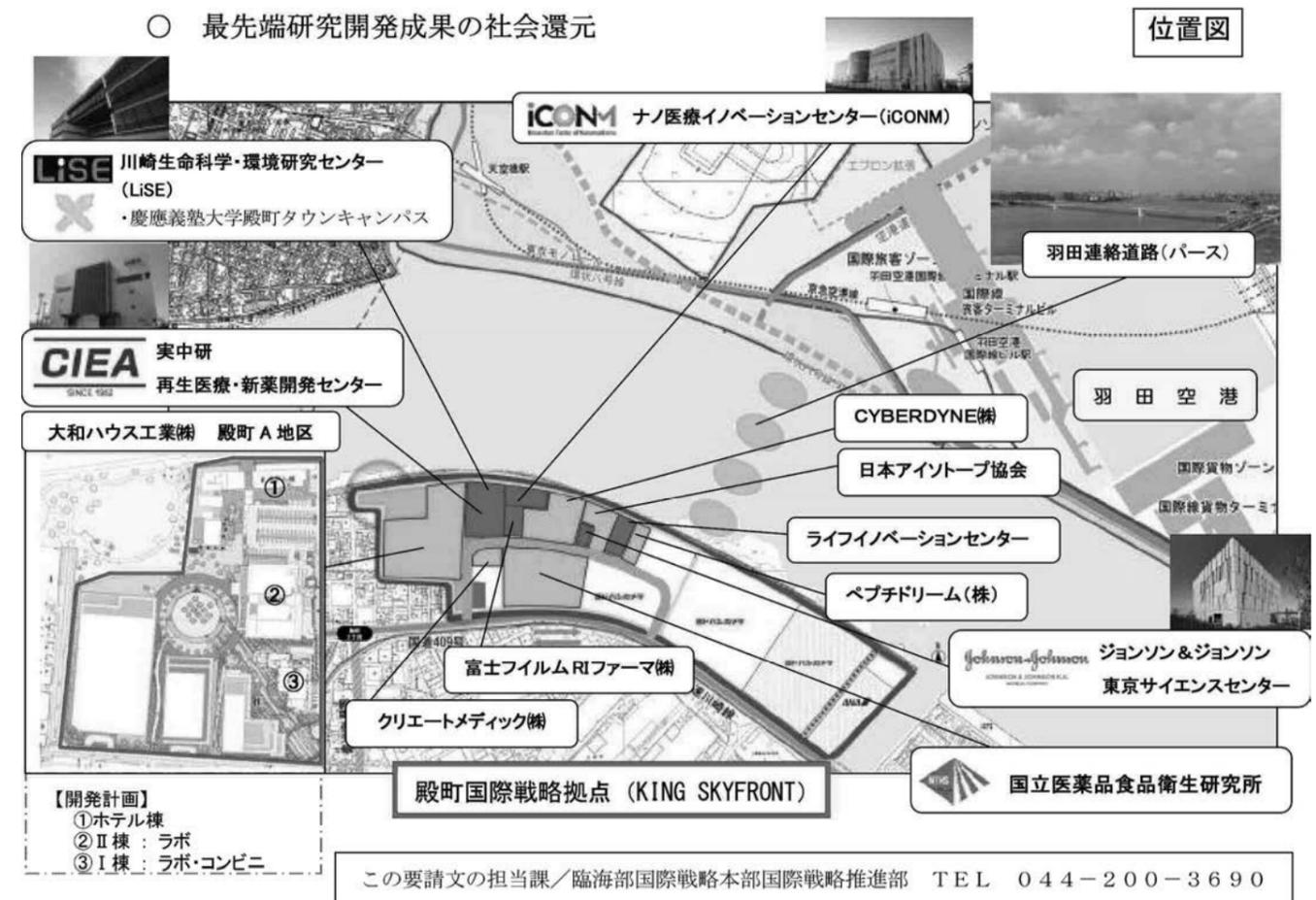
- 「国際的ビジネス拠点の形成」や「特区プロジェクトの研究開発成果の早期実用化」に向け、法令に規定された医療機関向けの規制の特例措置に加え、医薬品・医療機器開発の民間企業がメリットを享受できる規制改革等の実現が必要です。
また、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動拠点の形成に向け、課税の特例が広く活用されることが重要であることから、自主財源で区域内に投資活動を行う事業者に対しても特例措置が適用されるよう要件の緩和が必要です。
- 国際科学イノベーション拠点整備事業による「ナノ医療イノベーションセンター」については、少子高齢化先進国において、日常生活の中で自律的に健康を手にするスマートライフケア社会の実現のために、これまで進めてきた研究開発・社会実装を一層加速させる必要があります。

- 国際戦略拠点である殿町キングスカイフロントにおいては、技術革新と社会実装を加速し新分野や新産業の創出を目指すために、国内外の産・学・官・金の幅広い人々が集う交流・連携プラットフォームづくりを行っています。こうした中、持続的なイノベーション創出を担う人材育成機能や、事業化促進機能を充実させるための共同利用施設や設備の導入が必要です。あわせて、そのプラットフォームの運営支援が必要です。

- 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化による研究開発型企業の成長と国際競争力強化のため、殿町国際戦略拠点では、ドラッグデリバリーシステムとナノテクノロジーを活用した難治性がん等の治療や、再生医療による脊椎損傷の治療に向けた研究開発等が進められています。こうした最先端の研究開発の成果を社会還元していくためには、その研究成果の革新性が薬価や保険点数等に十分反映されるような評価制度を構築するとともに、その予見可能性を向上することが必要です。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発機能の集積
- 最先端研究開発成果の社会還元



“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要請事項

- 1 水素・燃料電池ロードマップの着実な推進に向けて、規制改革等を積極的に進めるとともに、財政的措置を講ずること。
- 2 水素の貯蔵にあたり、高圧未満での貯蔵や水素ステーション以外の用途での高圧貯蔵について、水素ステーションと同様の規制緩和を検討すること。また、水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵方法について、安全面における技術基準を明確にするとともに、関係法令への位置付けを行うこと。
- 3 水素パイプラインによる水素供給について、道路への配管埋設や橋梁への添架に対する安全性や設置に関する技術基準を早期に整備すること。
- 4 工場等に設置する環境性の高い水素関連施設については、工場立地法における環境施設に位置付けるなど、事業者が水素の取組を実施しやすいよう環境を整備すること。
- 5 環境性の高い水素関連のインフラ事業については、CO₂削減効果等に応じた支援策を講ずること。

■ 要請の背景

- 国の「エネルギー基本計画」において、水素社会の実現に向けた取組を加速することが盛り込まれる中、本年3月には「水素・燃料電池ロードマップ」が改訂され、新たな目標設定や取組の具体化が行われるなど、次世代のクリーンエネルギーである水素エネルギーの重要性が一層増しています。一方、昨年末の第21回国連気候変動枠組み条約締結国会議（COP21）での合意を受けて、温室効果ガスの削減が喫緊の課題となっています。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日することから、我が国の技術力を世界に発信する絶好の機会となりますが、本市においては、昨年3月に策定した「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づき、「水素供給システムの構築」、「多分野にわたる水素利用の拡大」、「社会認知度の向上」を掲げて多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを推進しており、プロジェクトの社会実装に向けて取組を進めています。
- 水素エネルギーの普及にあたっては、水素関連のポテンシャルが高い本市をフィールドとして先進的なプロジェクトを実施し、その有効性や妥当性を評価した上で技術基準を整備し全国展開していくことが有効です。
- 再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システムの市街地への導入にあたり、水素貯蔵量の上限が制約となっていることから、貯蔵方法や貯蔵量について、法令の整備も含めた新たな視点に基づく総合的な整理が必要です。

- コスト競争力のある水素のオンライン供給を実現するためには、水素配管の埋設等について、根拠法令や安全基準、設置基準の整備が必要です。
- 既存の工場や事業所等の機能更新、高機能化に向けた水素関連施設の導入促進にあたっては、工場立地法上の緑地等について新たな特例の設置が有効です。
- 水素エネルギーの導入にあたっては、既存のエネルギーインフラに対して一定程度の競争力を保有する必要があることから、CO₂の排出削減量等に応じた適切な支援措置が必要です。

■ 効果等

- エネルギー供給源の多様化、CO₂削減、環境負荷の低減
- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上

「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づくリーディングプロジェクト

この要請文の担当課/臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 TEL044-200-2095

羽田連絡道路をはじめとする臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 東京湾岸地域を結ぶ道路交通網など京浜臨海部全体の交通ネットワーク基盤の整備・充実について、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた交通機能の強化に取り組むなど、必要な措置を図ること。
- 2 国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の実現に向けて、2020年を目指した羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える羽田連絡道路の整備には国の支援が不可欠であることから、必要な財政措置等を講ずること。
- 3 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネルをはじめとする整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。

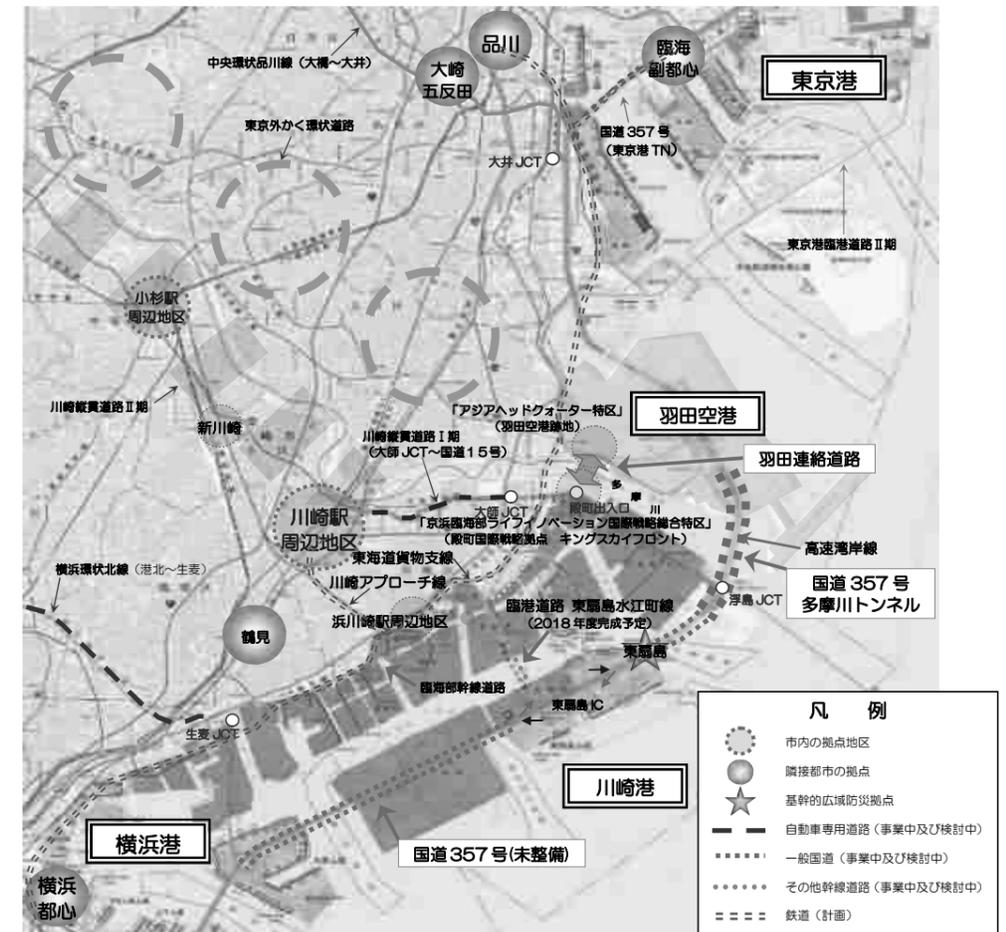
■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、日本経済の発展に大きく貢献しながら、持続的な発展を続けています。
- 臨海部の交通基盤は、こうした経済・産業活動を支える上で重要な役割を担っており、臨海部全体の活性化や大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要であり、また東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことから、それを見据えた取組が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- このような中、本市の臨海部地域では、臨港道路東扇島水江町線等が事業中であり、さらに、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について、関係者間で合意が図られました。
- 羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、2020年までの完成に向け、本年度、都市計画の決定等の手続きを進めます。

- 国道357号は、首都圏の広域的なネットワークを構築する幹線道路であり、国際競争力の強化を図るために、空港、港湾の連携軸として重要な路線です。また、本市臨海部のアクセス改善や活性化及び大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも、羽田空港と大黒ふ頭間の未整備区間の整備が必要です。
- 国道357号多摩川トンネルは、事業着手に必要な調査・設計が終わったことから、平成28年2月からトンネル工事に向けた現地での地質調査を実施しています。

■ 効果等

- 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化
- 空港へのアクセス改善
- 沿道環境の改善
- 防災機能の向上



連絡道路橋梁イメージ図（羽田空港側より多摩川上流を望む）



※第3回「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」の資料より抜粋

| | | |
|-----------|------------------|------------------|
| この要請文の担当課 | 臨海部国際戦略本部拠点整備推進部 | TEL 044-200-2547 |
| | 建設緑政局広域道路整備室 | TEL 044-200-2039 |
| | まちづくり局交通政策室 | TEL 044-200-3546 |

その他の要請事項

東京 2020 オリンピック・パラリンピック に向けた取組の推進について

【内閣官房・文部科学省】

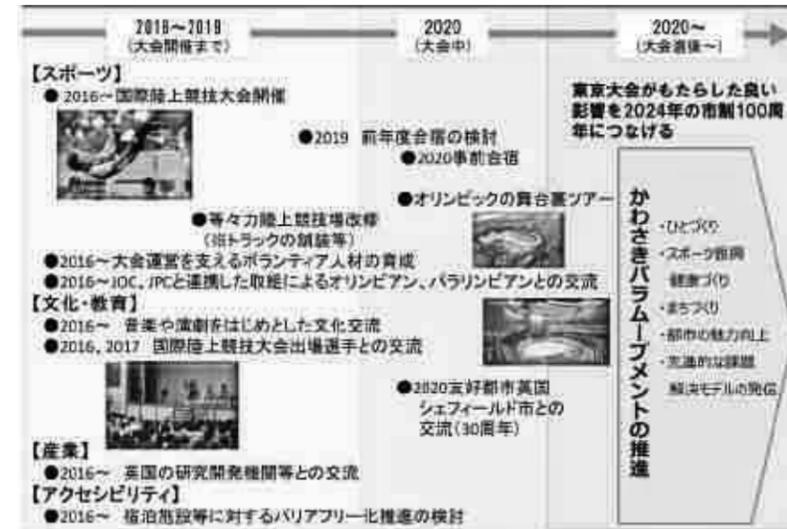
■ 要請事項

- 1 大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流と地域の活性化等に向けたホストタウンの取組の推進のため、交流事業の実施や施設整備に対するさらなる財政措置を講ずること。
- 2 東京大会を契機とした文化芸術施策の推進に向けて、地方自治体が地域の実情に応じて文化プログラムに取り組むことができるよう、財政措置を講ずるとともにプログラム認証の枠組みを早期に構築すること。
- 3 東京2020パラリンピックを契機とした、障害者スポーツの普及促進のため、地域が主体となった取組に対する財政措置と支援事業の拡大を図ること。

■ 要請の背景

- 本市は平成28年1月26日に英国を相手国とするホストタウン登録が決定しています。英国オリンピック代表チームの事前キャンプの受け入れを契機としてスポーツのほか、文化・教育、産業などの分野における交流事業を展開し、東京大会に向けた機運の醸成を図るとともに、開催後も引き続き交流の絆を深めることで、大会がもたらした良い影響を2024年の市制100周年につなげたいと考えています。
- 東京2020大会は文化芸術立国の実現に向けて、各地域がその歴史や地域性を尊重した文化芸術施策を推進する上での絶好の機会です。市民・NPOなど多様な主体との連携により文化プログラムが展開できるよう、柔軟な枠組みと財政的な支援制度が必要です。
- 「かわさきパラムーブメント」の取組を推進する本市は、パラリンピックを未来につながるダイバーシティとインクルージョンの象徴と捉え、パラリンピックに重点を置く方針としており、スポーツ庁の「地域における障害者スポーツ普及促進事業」を平成27年度から受託し、障害者スポーツ普及に向けた取組を進めています。地域が主体となった取組をさらに促進するため、国の支援制度の充実が必要です。

● ホストタウン構想 川崎市交流計画の概要



● 川崎市における文化プログラムの方向性

東京大会を契機に、障害の有無に関わらず文化芸術に親しめる環境づくりや英国との文化交流等を促進するとともに、文化芸術を観光など様々な分野に取り入れ「川崎の文化」を国内外に発信していきます。

I 障害者の文化芸術活動への支援を核とした新しい共生社会の創造

文化芸術の分野において「心のバリアフリー」などの意識改革や「誰もが文化芸術に親しめる環境づくり」などに取り組んでいくことにより、多様性を認め、社会的包摂が進んだ社会の実現を目指します。

II イギリスとの文化交流を核としたプログラムの展開

英国のオリンピックチームの事前キャンプ受け入れを契機として、英国文化の普及や発信に取り組み、異文化交流による相互理解を促進するとともに、自国文化の再発見へとつなげていきます。

III 「川崎の文化」の推進による魅力の発信

川崎独自の文化を「文化プログラム」の核として発信することにより、国内外に川崎の魅力を発信します。

IV 文化施設を核とした魅力発信と回遊性の向上

「藤子・F・不二雄ミュージアム」「日本民家園」など多くの海外観光客が訪れる施設や、世界的に評価の高い「ミュージアム川崎シンフォニーホール」等の文化施設を核として、魅力発信や地域の回遊性の向上に取り組めます。

● 障害児・者の推移等について

本市の障害児・者数は年々増加しており、スポーツ実施率の現状からも障害者スポーツのさらなる普及促進が求められています。



「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化に対応した大規模修繕等が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。

■ 費用

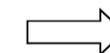
- 平成27年9月現在の修繕工事費所要額積算：約700,000千円

■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

高齢者福祉施設整備費の国庫負担



高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成17年度に制度廃止

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

平成28年4月1日現在

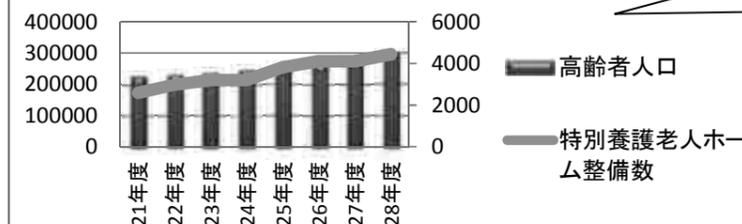
| 施設名称 | 築年数 | 定数 | 指定管理 |
|--------|-----|------|------|
| 恒春園 | 37年 | 60人 | |
| みかど荘 | 34年 | 73人 | |
| 太陽の園 | 31年 | 66人 | |
| 柿生アルナ園 | 29年 | 80人 | |
| 幸風苑 | 28年 | 60人 | |
| 和楽館 | 27年 | 60人 | |
| 長沢壮寿の里 | 27年 | 53人 | 指定管理 |
| 緑陽苑 | 26年 | 70人 | |
| 桜寿園 | 24年 | 74人 | |
| 虹の里 | 23年 | 108人 | |
| 多摩川の里 | 22年 | 84人 | 指定管理 |
| すみよし | 22年 | 84人 | 指定管理 |
| こだなか | 22年 | 50人 | 指定管理 |
| 金井原苑 | 21年 | 98人 | |
| 菅の里 | 20年 | 80人 | |
| すえなが | 19年 | 104人 | |
| 大師の里 | 18年 | 50人 | |
| しおん | 18年 | 25人 | |
| ひらまの里 | 17年 | 84人 | 指定管理 |

課題：施設老朽化に伴う修繕費用の増大

<参考>

高齢者人口・特別養護老人ホーム整備数の推移

(単位 人・床)



・高齢者人口の増加
・施設整備の必要性
⇒ 整備の推進

「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課 / 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業の補助基準額を実態に即したのものとなるよう財政措置の拡充を図ること及び周産期母子医療センターの整備・運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を運営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したのものとなるよう、その結果を反映させること。

■ 要請の背景

- 急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などに対応するため、小児救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。
- 本市では小児の初期救急については、休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、周産期救急医療については、周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定的に確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に採算性の低い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等にかかる診療報酬の水準は、平成28年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■ 費用

(単位：千円)

| 平成28年度予算 | 総事業費 | 財源 |
|---------------|---------|--|
| 小児救急医療関係事業 | 443,914 | 国庫補助金 16,314、県補助金 21,342 一般財源 406,258 |
| 市立病院の小児救急医療経費 | 120,577 | 医業収益 29,724、一般会計繰入金 90,853 |

川崎市の小児救急等医療体制等の拡充

初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）
各区 1 か所

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター

二次救急医療体制

病院群輪番制病院（5 病院・小児科）
南部保健医療圏

市立多摩病院（小児科）
北部保健医療圏

救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療

小児救急等医療体制の維持

財政措置の拡充

- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
- ・病院等を運営する地方自治体

小児科医師
の減少

川崎市の人口の推移

| | | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|-----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 川崎区 | 総人口 | 217,328 | 216,856 | 217,235 | 217,974 | 219,862 |
| | うち15歳未満 | 25,380 | 25,341 | 25,505 | 25,748 | 26,020 |
| 幸区 | 総人口 | 154,212 | 155,071 | 155,976 | 157,333 | 158,663 |
| | うち15歳未満 | 19,378 | 19,684 | 20,054 | 20,477 | 20,830 |
| 中原区 | 総人口 | 233,925 | 234,732 | 236,629 | 239,987 | 244,363 |
| | うち15歳未満 | 29,780 | 29,922 | 30,265 | 30,772 | 31,576 |
| 高津区 | 総人口 | 217,360 | 219,215 | 221,364 | 222,721 | 224,710 |
| | うち15歳未満 | 29,469 | 29,657 | 29,855 | 29,896 | 30,004 |
| 宮前区 | 総人口 | 218,867 | 220,448 | 222,362 | 222,756 | 224,648 |
| | うち15歳未満 | 32,682 | 32,734 | 32,822 | 32,509 | 32,488 |
| 多摩区 | 総人口 | 213,894 | 213,490 | 213,375 | 213,728 | 214,138 |
| | うち15歳未満 | 25,562 | 25,265 | 24,992 | 24,781 | 24,453 |
| 麻生区 | 総人口 | 169,926 | 170,961 | 172,223 | 173,697 | 174,659 |
| | うち15歳未満 | 23,320 | 23,563 | 23,642 | 23,836 | 23,866 |
| 合計 | 総人口 | 1,425,512 | 1,430,773 | 1,439,164 | 1,448,196 | 1,461,043 |
| | うち15歳未満 | 185,571 | 186,166 | 187,135 | 188,019 | 189,237 |

15歳未満の人口増加に対応するためにも、財政措置の拡大が必要

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策室 TEL 044-200-2420

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は、平成20年度からぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、(独)環境再生保全機構を通じて地方自治体からの要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の憎悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が新たに創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点からも継続していくべき重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国からの支援が必要と考えています。

■ 費用

- 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 単位：千円

| 年 度 | H22 決算 | H23 決算 | H24 決算 | H25 決算 | H26 決算 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 扶 助 費 | 104,619 | 121,988 | 140,172 | 154,324 | 171,411 |
| 助成経費 | 22,252 | 24,702 | 27,715 | 29,325 | 32,764 |
| 合 計 | 126,871 | 146,690 | 167,887 | 183,649 | 204,175 |

■ 効果等

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定して継続的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

| | | | | | |
|-------|--|---------|---------|---------|---------|
| 制度開始 | 平成19年1月 | | | | |
| 対象地域 | 市内全域 | | | | |
| 対 象 者 | 対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし | | | | |
| 審 査 | 認定審査を実施 | | | | |
| 助成範囲 | 本人負担分の一部を助成 | | | | |
| 財源負担 | 市の全額負担(一般財源) | | | | |
| | (単位：千円) | | | | |
| | 経費の推移 | | | | |
| 年 度 | H22 決算 | H23 決算 | H24 決算 | H25 決算 | H26 決算 |
| 扶 助 費 | 104,619 | 121,988 | 140,172 | 154,324 | 171,411 |
| 助成経費 | 22,252 | 24,702 | 27,715 | 29,325 | 32,764 |
| 合 計 | 126,871 | 146,690 | 167,887 | 183,649 | 204,175 |
| | 対象者数の推移 | | | | |
| 年 度 | H22 末 | H23 末 | H24 末 | H25 末 | H26 末 |
| 対象者数 | 4,755 人 | 5,279 人 | 5,344 人 | 5,842 人 | 6,149 人 |

経費総額及び対象者数の推移

| 年 度 | 経費総額(千円) | 年度末対象者数(人) |
|-------|----------|------------|
| H22年度 | 126,871 | 4,755 |
| H23年度 | 146,690 | 5,279 |
| H24年度 | 167,887 | 5,344 |
| H25年度 | 183,649 | 5,842 |
| H26年度 | 204,175 | 6,149 |

この要請文の担当課/健康福祉局保健所環境保健課 TEL 044-200-2435

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

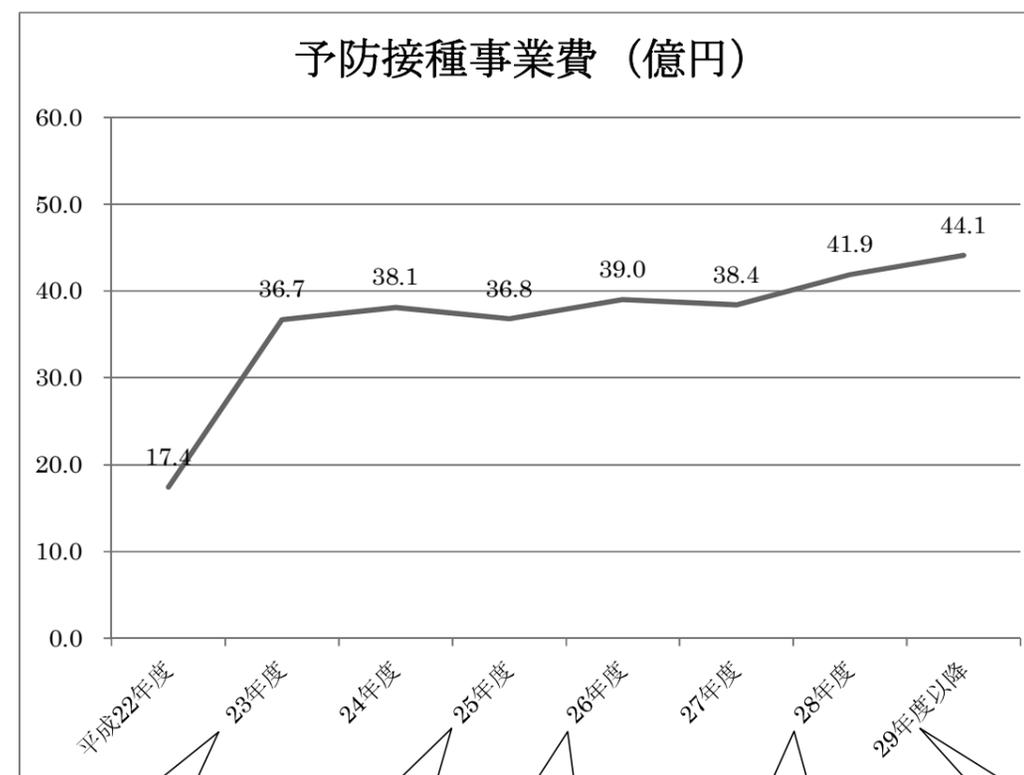
■ 要請の背景

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度から子宮頸がん等ワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、平成26年度に水痘及び成人用肺炎球菌の2ワクチンが定期接種に追加され、平成28年10月からB型肝炎についても定期接種化される見通しです。
また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、おたふくかぜをはじめ、さらなる定期予防接種の増加が見込まれます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。

■ 効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等により取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。

本市における予防接種事業の財政負担



・子宮頸がん
・ヒブ
・小児用肺炎球菌
3 ワクチン接種事業導入

・子宮頸がん
・ヒブ
・小児用肺炎球菌
3 ワクチン定期化

・水痘
・成人用肺炎球菌
2 ワクチン定期化

・B型肝炎
定期化

・おたふくかぜ
定期化

子宮頸がん予防ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費を24年度実績額により見込んだ

任意接種のB型肝炎・おたふくかぜの2ワクチンが定期予防接種化された場合の本市負担額

38億円→44億円

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

この要請文の担当課／健康福祉局保健所感染症対策課 TEL 044-200-2440

住宅・建築物の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 首都直下型地震等の発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進や密集市街地の改善が急務であり、これまでも耐震対策等の制度拡充に努めてまいりました。今後も、住宅・建築物の耐震性等の一層の向上を図るため、各種施策の取組により、まち全体の総合的な耐震化や密集市街地内の住宅の不燃化等を推進する必要があります。
- また、高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組を推進する必要があります。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費

| | |
|---------------|--------------------------|
| 住宅・建築物の耐震対策事業 | 約 4.5 億円 (国費 約 1.7 億円) |
| 密集市街地の改善事業 | 約 1.4 億円 (国費 約 0.7 億円) |
| 公営住宅整備事業等 | 約 37.1 億円 (国費 約 18.3 億円) |

■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物の耐震対策事業等

建築物の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

■住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を平成32年度末までに95%とする。
(平成27年度末の耐震化率：住宅及び特定建築物共に92.4%)

主な取組

- ・木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策・特定建築物等耐震対策
- ・耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：重点対策地区内の焼失棟数を平成32年度末までに3割減とする。

主な取組

- ・密集住宅市街地整備促進事業、老朽建築物除却事業、住宅不燃化促進事業 など

公営住宅整備事業等

■市営住宅整備事業

- ・末長住宅、中野島住宅、久末住宅、南平耐火住宅、初山住宅、有馬第2住宅
(全7棟 362戸)

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、子育て等あんしんマンション事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2731
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993
まちづくり局指導部建築管理課 TEL 044-200-3017

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。
- 防災拠点となる消防施設の老朽化対策や消防職員の災害対応力を向上させるための訓練施設の整備など消防署所等の早期改築・改修が求められており、消防指令システムについても、安定稼働と他の業務との連携強化を図り災害対応力を向上させるための更新整備など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 指定都市は、大規模な災害等に即応するため、消防車両等の充実強化を図り、一度強化した装備についても、その消防力を維持するため計画的な更新整備が必須であり、災害発生時には広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しております。
- 整備費用の財政負担も大きく、国の補助金について、緊急消防援助隊設備の更新より新規整備が優先される配分方針や交付額の合計が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合は交付決定を受けられない採択基準の見直しを要望します。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約17.8億円
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約4.0億円

■ 効果等

- 補助金交付を受け、整備計画の前倒しによる、大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

| 区 分 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|------|------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 事業概要 | 消防庁舎 | 航空隊庁舎整備 | 新設 (本体工事等) | 新設 (解体工事等) | — |
| | | 宮前消防署 宮崎出張所整備 | — | — | 改築 (設計等) |
| | | 多摩消防署 宿河原出張所整備 | — | — | 改築 (設計等) |
| | | 庁舎長寿命化対策 | 王禅寺改修 (設計等) | 王禅寺改修 (改修工事) | 荻宿・子母口 改修(設計等) |
| | 消防施設 | 訓練塔・補助訓練塔 | 補助訓練塔改築 (本体工事等) | 主訓練塔改築 (本体工事等) | — |
| | | 臨港消防署 千鳥町出張所棧橋 | 改築 (本体工事等) | — | — |
| | 消防団 | 高津消防団 高津分団二子班 | 改 築 (本体工事等) | — | — |
| | | 耐震性貯水槽 | 新 設 (4基) | 新 設 (5基) | 新 設 (5基) |
| | | 消防情報通信の高度化 | 新システム構築 | 新システム構築 | 非常用 発電機工事 |
| | | 合計(概算) | 約14.8億円 | 約17.8億円 | 約2.9億円 |

緊急消防援助隊設備整備事業等

| 区 分 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|------------|-----------------|--------|--------|
| 事業概要 | 消防自動車等 | 8台 | 8台 | 10台 |
| | 救急自動車 | 5台 | 6台 | 3台 |
| | ヘリテレ電送システム | 1施設 (機上設備整備) | — | — |
| | 消防艇整備 | — | 設計等 | 建造 |
| | 合計(概算) | 約3.9億円 | 約4億円 | 約9.9億円 |

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512
 消防局総務部施設整備課 TEL 044-223-2548
 消防局警防部指令課 TEL 044-223-2544

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定及び南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証して必要な見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。
- 5 省庁間の連携を継続・強化し、石油コンビナート地域の強靱化を総合的に推進すること。

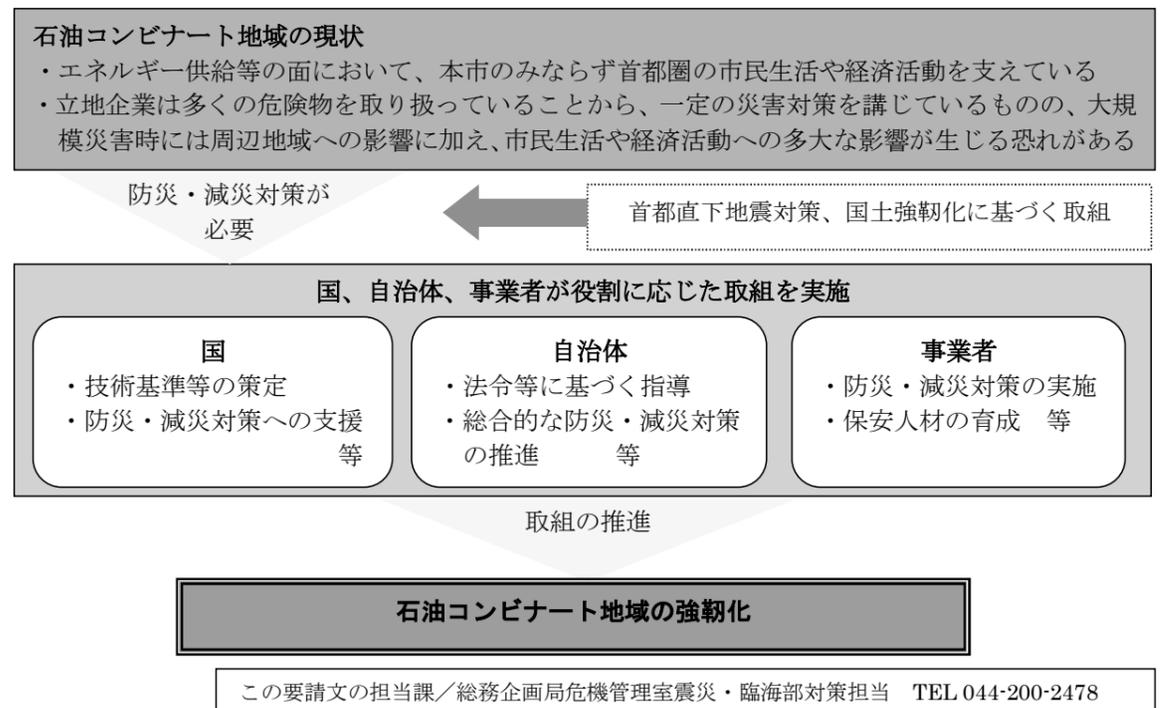
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。

- 国においては、東日本大震災を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用を補助するなどの取組や、関係省庁による連絡会議が設置されておりますが、引き続き強靱化に向けた取組を推進することが必要です。
- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進するとともに、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



五反田川放水路整備事業に対する財政措置について

【国土交通省】

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。

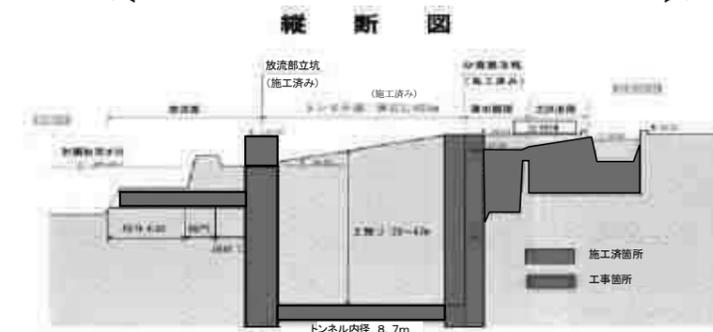
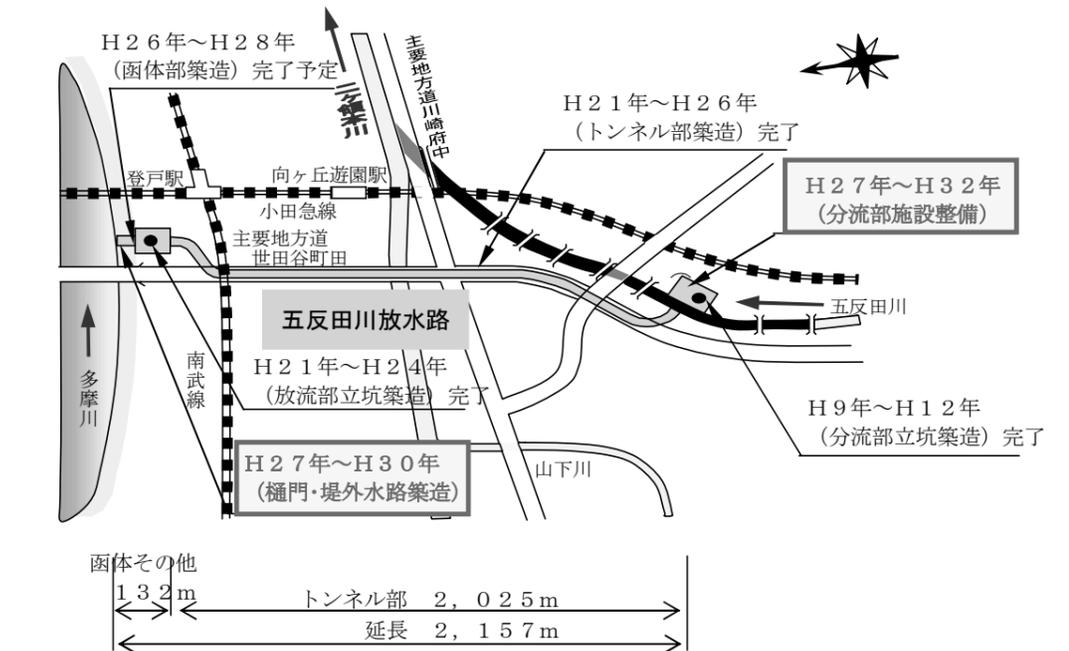
■ 費用

- 総事業費 約280億円（国費 約81.2億円 県費 約81.2億円）
- 平成29年度事業費 約22.8億円（国費 約5.6億円 県費 約5.6億円）

■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



トンネル部状況

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成32年度（平成31年度から暫定供用）
- 総事業費 約280億円
- 事業の概要 延長2,157m
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
計画高水流量 150m³/s

○今後の費用の見込み

（単位：億円）

| 事業名称 | H27まで | H28予算 | H29計画 | H30計画 | H31計画 | H32計画 | 合計 |
|-------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 五反田川放水路整備事業 | 事業費 | 約178.3 | 約19.5 | 約22.8 | 約25.2 | 約16.7 | 約279.6 |
| | うち国費 | 約53.1 | 約5.0 | 約5.6 | 約8.0 | 約5.0 | 約81.2 |
| | うち県費 | 約53.1 | 約5.0 | 約5.6 | 約8.0 | 約5.0 | 約81.2 |
| | うち市費 | 約72.1 | 約9.5 | 約11.6 | 約9.2 | 約6.7 | 約117.2 |

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2905

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応

■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、羽田空港との近接性等を活かした「国際戦略総合特区」並びに「国家戦略特区」の指定を受け、ライフサイエンス・環境分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積した研究開発拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

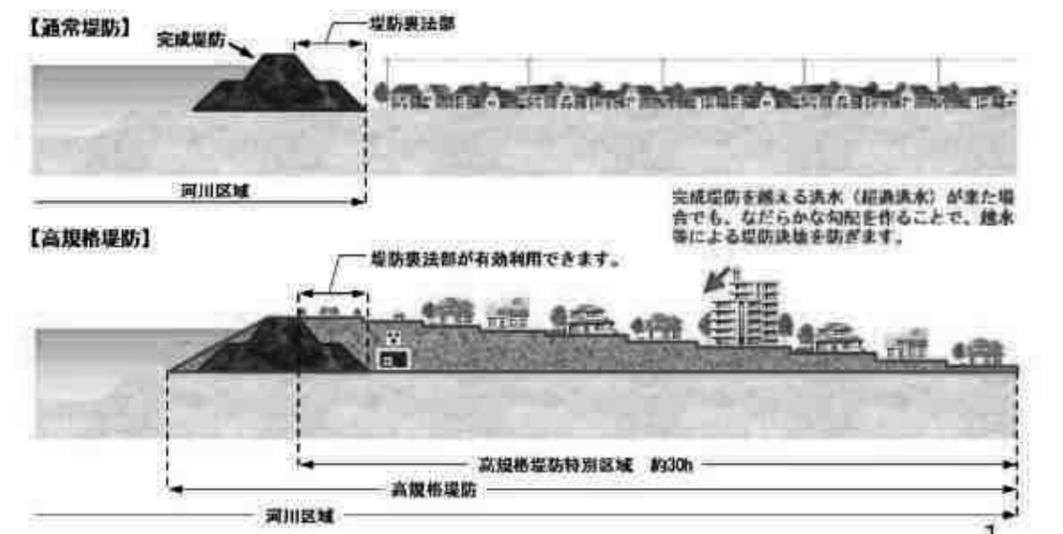
■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



高規格堤防整備事業（概要）



戸手地区



殿町地区



この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3011・2730

エネルギーに関する取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 低炭素社会の実現、自立分散型エネルギーシステムやスマートシティの構築に向けて、最先端の環境機器及び次世代自動車等の導入や関連する技術開発を促進するための財政措置を講じること。
- 2 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。
- 3 電力小売の全面自由化において、安定的な電力供給の確保、電気料金の最大限抑制、需要家の選択肢や事業者における事業機会の拡大など、適正な制度運用を図るために必要な措置を講じること。

■ 要請の背景

- エネルギー政策は、国が行う重要な政策の一つですが、本市では、平成27年5月に「川崎市エネルギー取組方針」を策定し、めざす姿として、「最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市」、「多様な主体が、エネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市」を掲げ、関係した取組を連携させて、エネルギーに関する取組を総合的に推進しているところです。
- 最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネを推進するためには、効率の向上や製造コストの削減などの技術開発を促進するとともに、市民や事業者の導入を促進するような支援制度が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、市民・NPO・事業者・大学・研究機関など、誰もがエネルギーの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。
- 平成28年4月に電力小売の全面自由化が開始されたことにより、様々な事業者が電気事業に参入する可能性があり、家庭や中小企業の事業者などを含む全ての消費者が、電気事業者を自由に選択できるようになることから、電気事業者の登録に係る審査をより精緻に実施するとともに、電気事業者に関する的確な情報提供が求められます。

川崎市エネルギー取組方針の概要

エネルギー等に関する本市の特徴や強みを活かしながら、これまで推進してきたエネルギーの取組や、東日本大震災後の状況変化、さらに国内外のエネルギーに関する動向等を踏まえた上で、「川崎らしい」エネルギーの取組を推進することとし、2つのエネルギーに関する都市像をめざしていきます。

本市の特徴・強み

- ◆ 優れた環境技術・環境産業の集積
- ◆ 環境意識の高い市民等との協働の取組
- ◆ 多種多様なエネルギー供給施設の立地
- ◆ 見学・学習可能な環境・エネルギー関連施設の集積

“川崎らしい”エネルギーの取組

“川崎らしい”エネルギーの取組の推進により「めざす姿」

◆最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市

◆多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市

取組の方向性

①エネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた主体的な取組の推進

市民・NPO・事業者・市などの多様な主体が、エネルギーを自らの問題として捉え、持続可能な市民生活や安定した事業活動など、市域における全ての活動の基盤となる「エネルギー」の有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた取組を主体的に推進します。

②エネルギーを「よりクリーンな方向」へ

既存のエネルギーポテンシャルなど、本市の地域特性を活かしながら、環境に配慮したエネルギー拠点として、水素などの次世代エネルギーの取組を推進し、エネルギーを「よりクリーンな方向」へリードしていきます。

③エネルギーの取組を国内外へ発信

“川崎らしい”エネルギーの取組を市域だけでなく国内外へと発信し、新たなエネルギーの価値と本市のブランド力を高めていきます。

この要請文の担当課/環境局地球環境推進室

TEL 044-200-2865

微小粒子状物質 (PM2.5) 削減の取組について

【環境省・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国民の健康を保護するため、微小粒子状物質 (PM2.5) の挙動や揮発性有機化合物 (VOC) 由来の二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 発生源等の実態把握については、国が主体となって地域ごとの特色を考慮した調査を行うとともに、自治体が独自に行う調査に対して必要な財政措置を講ずること。
- 3 越境汚染対策のための国際的な取組を推進すること。
- 4 PM2.5 の主要な原因物質の一つである VOC の排出抑制対策として、ガソリン蒸気回収装置等の普及に向けた推進策を講ずること。

■ 要請の背景

- PM2.5 の効果的な対策を検討するためには、PM2.5 の様々な原因物質の発生源とその排出実態を明らかにするとともに、大気中の複雑な化学反応で生成される二次生成粒子の影響が大きいことから、この生成機構等を早急に解明する必要があります。また、平成 27 年 3 月にまとめられた「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について (中間取りまとめ)」を踏まえて、着実に対策を推進する必要があります。
- PM2.5 が高濃度に至る原因は、国内の発生源寄与とあわせて、越境汚染の寄与も推定されております。また、国内の発生源については、地域ごとに特色がみられます。このため、効果的な対策を進めるには、国が主体となって地域ごとの詳細な調査を行うとともに、自治体が独自に発生源等の調査を行う場合には多大な財政負担となることから、国の財政支援が必要となります。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、わが国が公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、現在、国が進めている二国間連携などの取組を推進する必要があります。
- PM2.5 の主要な原因物質の一つとなっている VOC の対策として、既に欧米においては、燃料供給施設側や自動車構造側での燃料蒸発ガス対策が実施されており、わが国においても給油時等における対策を行う必要があります。現在、中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス専門委員会で対策が検討されているところですが、早期に結論を取りまとめ、ガソリン蒸気回収装置等の普及に向けた推進策を講ずる必要があります。

PM2.5 の対策に関する問題点及び課題

PM2.5 の対策に関する現状の問題点等

- 発生源及び広域影響等の解明が未だ十分ではなく、総合的かつ広域的な対策が打ち出されていませんが、早急に環境改善に資する取組が求められています。
⇒ PM2.5 に関する知見を集積し、広域影響や二次生成機構等を解明すること。また、「微小粒子状物質の国内における排出抑制対策の在り方について (中間取りまとめ)」を踏まえて着実に対策を推進すること。
- 越境汚染については、実態の解明が不十分ではあるものの、国内への影響は一定程度あると考えられています。また、越境汚染への社会的関心が高まるとともに、健康への影響も懸念されています。
⇒ 越境汚染の影響を調査するとともに、国内の先進的な環境技術を用いた国際的な取組により、越境汚染の改善を図ること。

PM2.5 対策の取組の現状と国への要望

自治体による取組

- PM2.5 の常時監視
- PM2.5 の成分分析
- 上記の測定体制の整備
- PM2.5 削減対策の検討
- 発生源の実態調査

広域連携による取組

- 国立環境研究所、地方環境研究所などと連携した広域調査による実態調査
- 発生源解析、高濃度解析等による実態把握
- 対策につながる基礎的資料の蓄積
- 二国間連携による国際的な取組

PM2.5 の削減対策に必要な国の対応

- 1 PM2.5 の挙動や二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 自治体と連携して PM2.5 の発生源調査を実施し、必要な財政支援を行うこと。
- 3 越境汚染対策については、国際的な取組をより一層推進すること。
- 4 VOC の排出抑制対策として、ガソリン蒸気回収装置等の普及に向けた対策を推進すること。

この要請文の担当課/環境局環境対策部大気環境課 TEL 044-200-2515

自動車環境対策の推進について

【環境省・国土交通省】

要請事項

- 川崎市内、特に臨海部における大気環境改善を図るため、車両代替による低公害・低燃費車の普及促進に向けた財政的支援について、内容を拡充し、今後も継続して実施すること。
- 環境ロードプライシングによる首都高速湾岸線への転換等について、引き続き広報活動による普及拡大を図るとともに、平成 28 年 4 月からの新たな料金体系について、その効果の把握及び検証を行い、一層の交通量・交通流対策を推進すること。

要請の背景

○川崎市では、昭和 49 年度から二酸化窒素（以下、NO₂）濃度の常時監視を開始し、現在 18 測定局で測定を行っております。平成 25 年度に池上自動車排出ガス測定局（臨海部の産業道路沿道に設置）で初めて環境基準を達成した後、平成 26 年度は非達成となりましたが、平成 27 年度に再び環境基準を達成しました。

今後とも NO₂ 環境基準を継続して達成するため、引き続き臨海部の道路沿道における NO₂ 削減に向けた取組が必要です。さらに、羽田空港の機能強化や川崎港東扇島～水江町地区臨港道路整備事業などにより、臨海部において交通量の増加が見込まれることから、対策を強化する必要があります。

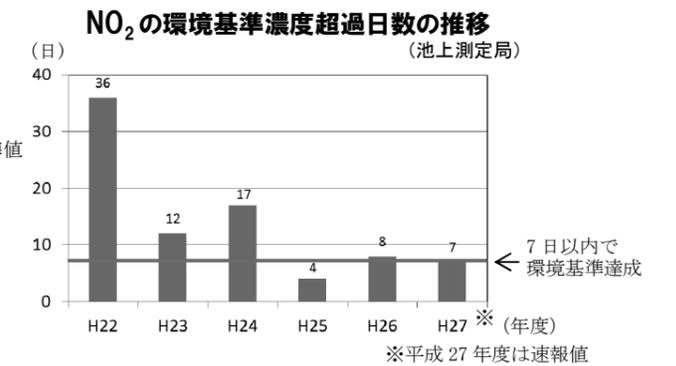
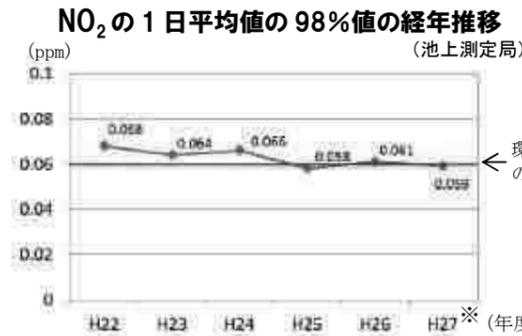
○大気環境改善を図るためには、低公害・低燃費車の普及促進が効果的であり、長期規制以前の車両が最新の規制に適合する車両へ代替されることで、窒素酸化物の排出量が約 1/7 以下に低減されます。国が平成 26 年度から 3 か年の予定で実施している代替助成においては、一層の車両代替を促進させるため、助成額・中小事業者以外も対象とするなど内容を拡充し、平成 29 年度以降も継続して支援することが必要です。

○NO₂ 環境基準を継続的に達成するため、引き続き産業道路及び周辺道路を走行する車両を他の道路へ誘導することが必要です。そのため、環境ロードプライシングによる首都高速湾岸線への転換等について、引き続き広報活動による普及拡大を図るとともに、平成 28 年 4 月からの新たな料金体系について、その効果の把握及び検証を行った上で、一層の交通量・交通流対策を推進することが必要です。

NO₂ 環境基準の継続的達成に向けた現状と課題

【現状と課題】

- 平成 25 年度：池上測定局で初めて環境基準を達成した結果、全測定局で環境基準を達成
- 平成 26 年度：池上測定局のみ環境基準を非達成
- 平成 27 年度：全測定局で環境基準を達成



NO₂ 環境基準

「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」

環境基準達成の評価

「年間の1日平均値の98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」
 (NO₂の濃度の0.06ppm超過日数が7日以内であれば環境基準達成と評価される。)

臨海部における大気環境改善を推進し、池上測定局における NO₂ 環境基準を継続的に達成するため引き続き産業道路を走行する車両からの排出ガス削減に向けた取組が必要です。

【大気環境改善に向けた本市の取組】

○エコ運搬制度

大気環境の改善及び地球温暖化防止のため、市条例により市内荷主が、運送事業者に対して、エコドライブや低公害・低燃費車の積極的使用など環境に配慮した運搬（エコ運搬）を要請することを義務付けています。



○産業道路クリーンライン化

産業道路の大気環境改善のため、低公害・低燃費車の優先使用、産業道路から湾岸線等への迂回など市が設定した取組メニューについて、事業者が可能な取組を選択実施することにより、自主的な取組を促進しています。

○交通量・交通流対策の推進

交通環境配慮行動メニューやイベントによる普及啓発など、産業道路を走行する大型車について、湾岸線等の他の道路への転換・誘導を促すための取組を推進しています。



廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橋処理センター及び堤根処理センターの建設に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、将来にわたり安定的かつ効率的な処理を継続して行うため市内4つの処理センターの敷地を有効活用し、全体で3つの処理センターを稼働し、うち1つを休止、建設中とする3処理センター体制へ平成27年度に移行しました。
- 現在は、休止中の橋処理センターの建替に向け各種手続等を実施しており、計画的な建替が必要となっています。また、平成34年度に予定している堤根処理センターの建替に向け現況調査等を進めています。

■ 費用

- 平成29年事業費

橋処理センター整備事業

- ・ 建設工事総合評価支援業務委託（2年契約2年次目）
予定額15,551千円
(国費 約 5,000千円)
- ・ 橋処理センター解体撤去工事（2年契約2年次目）
予定額1,464,000千円
(国費 約 220,000千円)

堤根処理センター整備事業

- ・ 地質調査業務委託
予定額8,619千円
(国費 約 1,700千円)
- ・ 基本計画策定業務委託（3年契約1年次目）
予定額4,564千円
(国費 約 1,500千円)

橋処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ゴミ焼却処理施設 600t/日（200t/日×3炉）
- ・ 資源化処理施設 ミックスペーパー 45t/5時間

事業年度

- ・ 平成27年度～平成28年度 建設工事発注仕様書作成
- ・ 平成28年度～平成29年度 建設工事総合評価支援業務
- ・ 平成28年度～平成29年度 橋処理センター解体撤去工事
- ・ 平成29年度～平成34年度 ゴミ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事



橋処理センター完成イメージ図

堤根処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ゴミ焼却処理施設 未定

事業年度

- ・ 平成26年度～平成31年度 現況調査及び測量実施
- ・ 平成29年度～平成32年度 基本計画及び整備計画策定
- ・ 平成30年度～平成34年度 環境影響評価手続
- ・ 平成34年度～平成43年度 解体撤去工事及びゴミ焼却処理施設等建設工事

この要請文の担当課／環境局施設部施設建設課 TEL 044-200-3995

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや施設整備、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

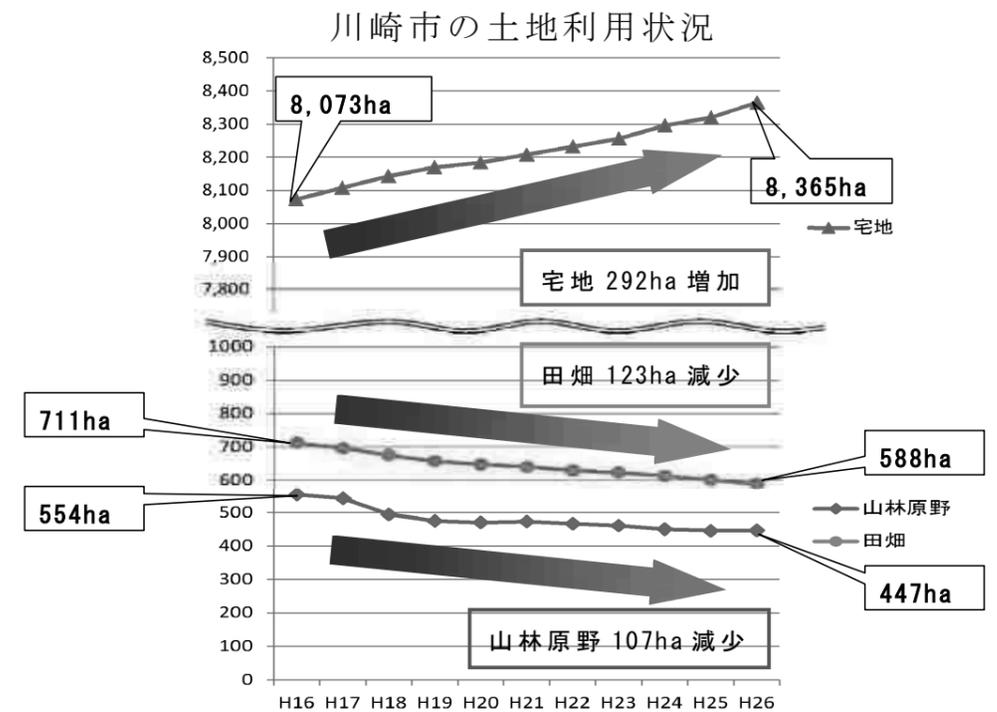
- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向け、緑地保全目標（平成29年度までに272haの保全）を掲げ取組を進めています。
- 保全した緑地を良好に保全し管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっています。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっています。
- 本市は市域の約88%が市街化区域であり、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

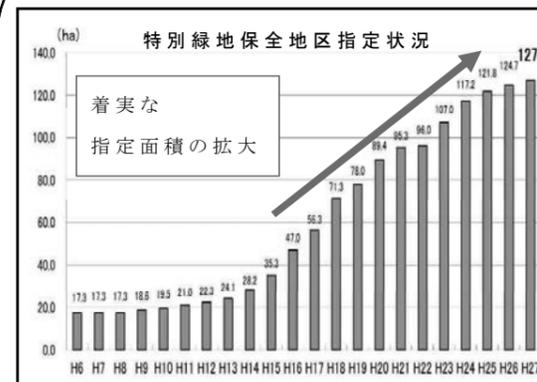
- 平成29年度事業費 約10億円（国費 約3.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約8億円（国費 約2.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2億円（国費 約1.0億円）

■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



里山の風景（岡上丸山特別緑地保全地区）



市民協働による保全管理活動



緑地保全と斜面安定の両立（ノンフレーム工法）

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

公園における防災機能の充実や公園施設の長寿命化、本市の大規模公園である生田緑地や富士見公園の再編整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 地域コミュニティの場となる公園は、本格化する少子高齢化を見据え、公園施設のバリアフリー化を進めています。また、発生が想定されている「首都直下地震」等では甚大な被害が想定されており、防災・減災対策の充実を図るための施設を整備しています。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、生物多様性に配慮した施設整備を進めています。また、菅生緑地では里山の景観を活かした施設整備を進めており、富士見公園は都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やレクリエーション活動の場などの創出に向けた、公園の再整備を進めています。

■ 費用

- 平成29年度公園緑地整備事業費 約8.3億円（国費約3.9億円）
 - ・用地取得費 約1.9億円（国費約0.7億円）
 - ・整備費 約6.4億円（国費約3.2億円）

■ 効果等

- 公園のバリアフリー化、災害時における防災機能向上による安全安心なまちづくり
- ライフサイクルコストを縮減し、適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能、都市景観の向上

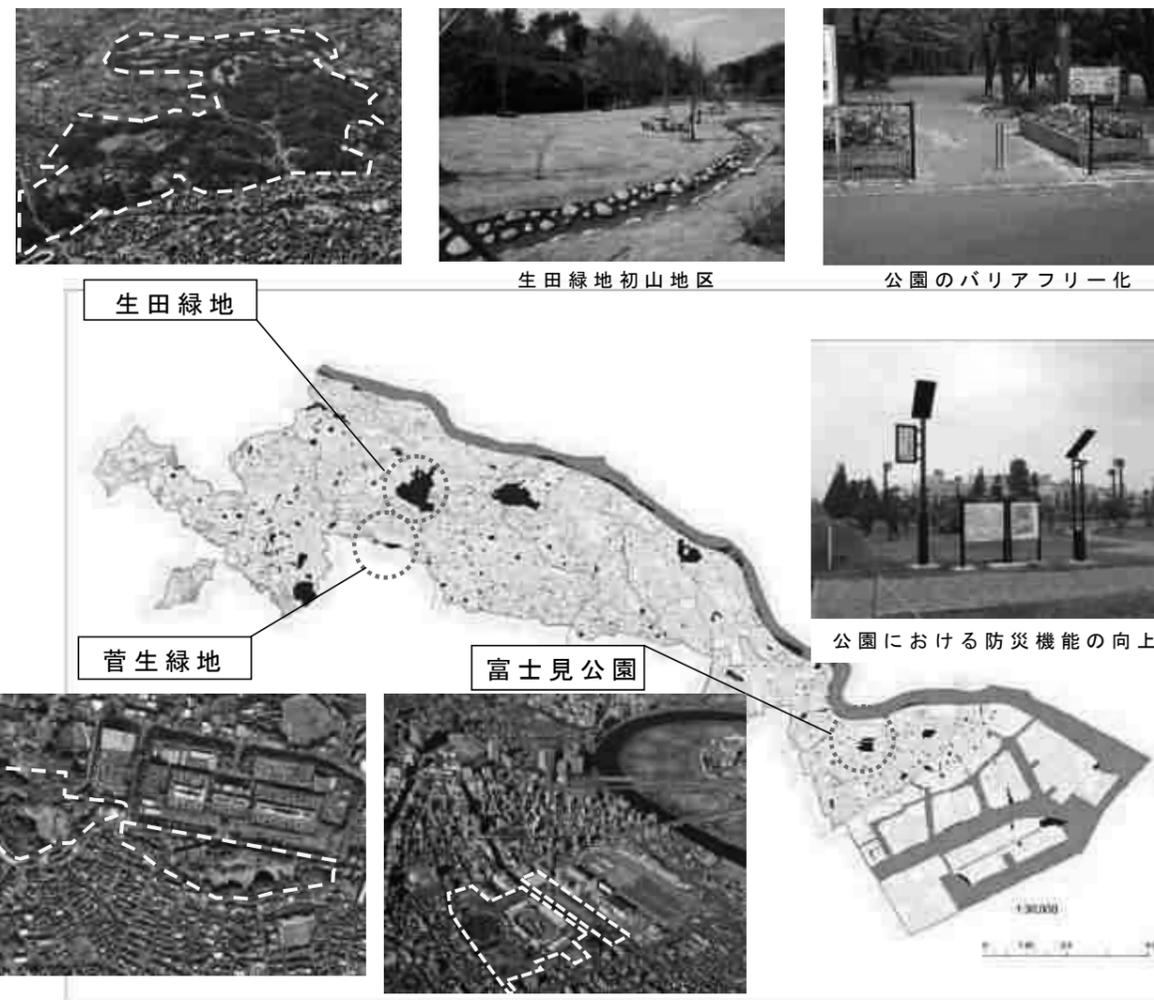


図 川崎市事業位置図

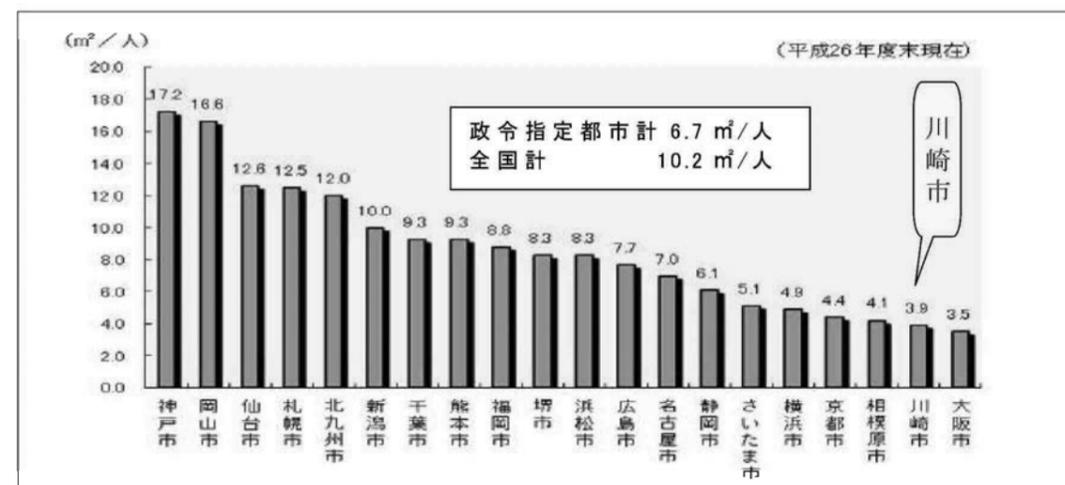


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

この要請文の担当課 / 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 等々力緑地は、本市の広域拠点である小杉駅周辺地区に隣接しており、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、平成27年度に陸上競技場の第1期整備（メインスタンド）が完了し、引き続き広域拠点としての玄関口にふさわしい都市景観の形成など、魅力を高めるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点としての整備や、防災機能の強化が必要となっており、災害時に消防の活動拠点となる硬式野球場を平成28年度から30年度まで整備するため、事業費の増大が見込まれており、国の財政支援が必要不可欠となっています。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費 約28億円（国費 約7.5億円）

■ 効果等

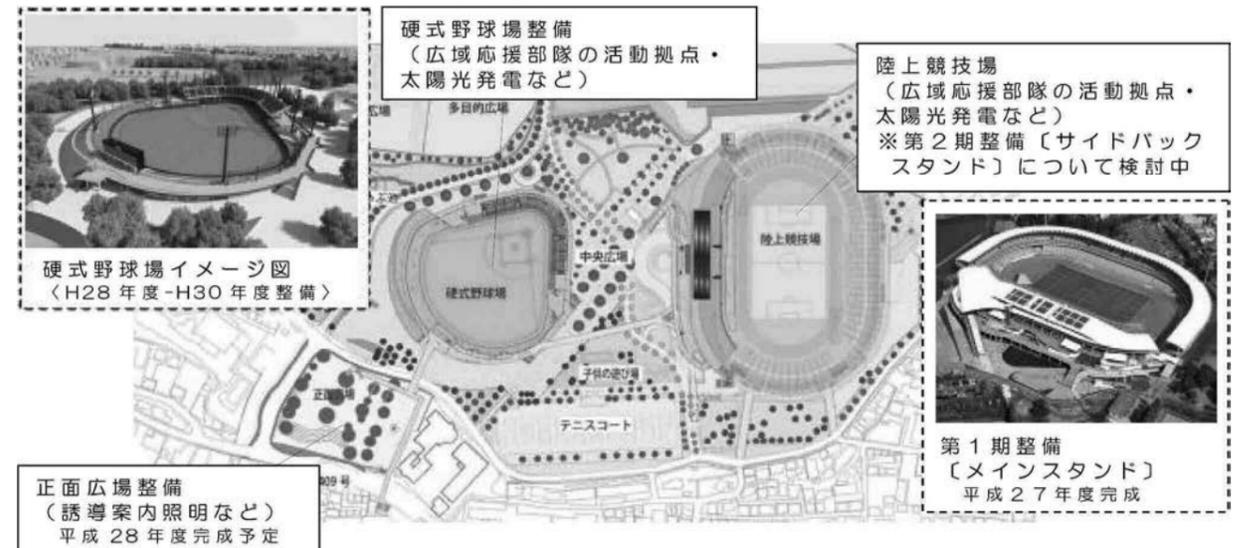
- 災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）
- 防犯性や安全性の向上により安全・安心なまちづくりへの寄与
- 利用者の利便性の向上と周辺まちづくりと連携した地域の賑わいの創出



都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。

<等々力緑地における防災に関する取組み>



今後の費用の見込み

（単位：億円）

| 事業名称 | | H28 予算 | H29 計画 | H30 計画 | H31 計画 |
|---------|------|--------|--------|--------|--------|
| 硬式野球場整備 | 事業費 | 約 15.2 | 約 28.0 | 約 16.4 | 0 |
| | うち国費 | 約 5.0 | 約 7.5 | 約 6.0 | 0 |
| 正面広場整備 | 事業費 | 約 0.7 | 0 | 0 | 0 |
| | うち国費 | 約 0.4 | 0 | 0 | 0 |
| 中央広場等整備 | 事業費 | 0 | 0 | 約 7.0 | 約 3.0 |
| | うち国費 | 0 | 0 | 約 3.5 | 約 1.5 |
| 合計 | 事業費 | 約 15.9 | 約 28.0 | 約 23.4 | 約 3.0 |
| | うち国費 | 約 5.4 | 約 7.5 | 約 9.5 | 約 1.5 |

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

水道施設耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

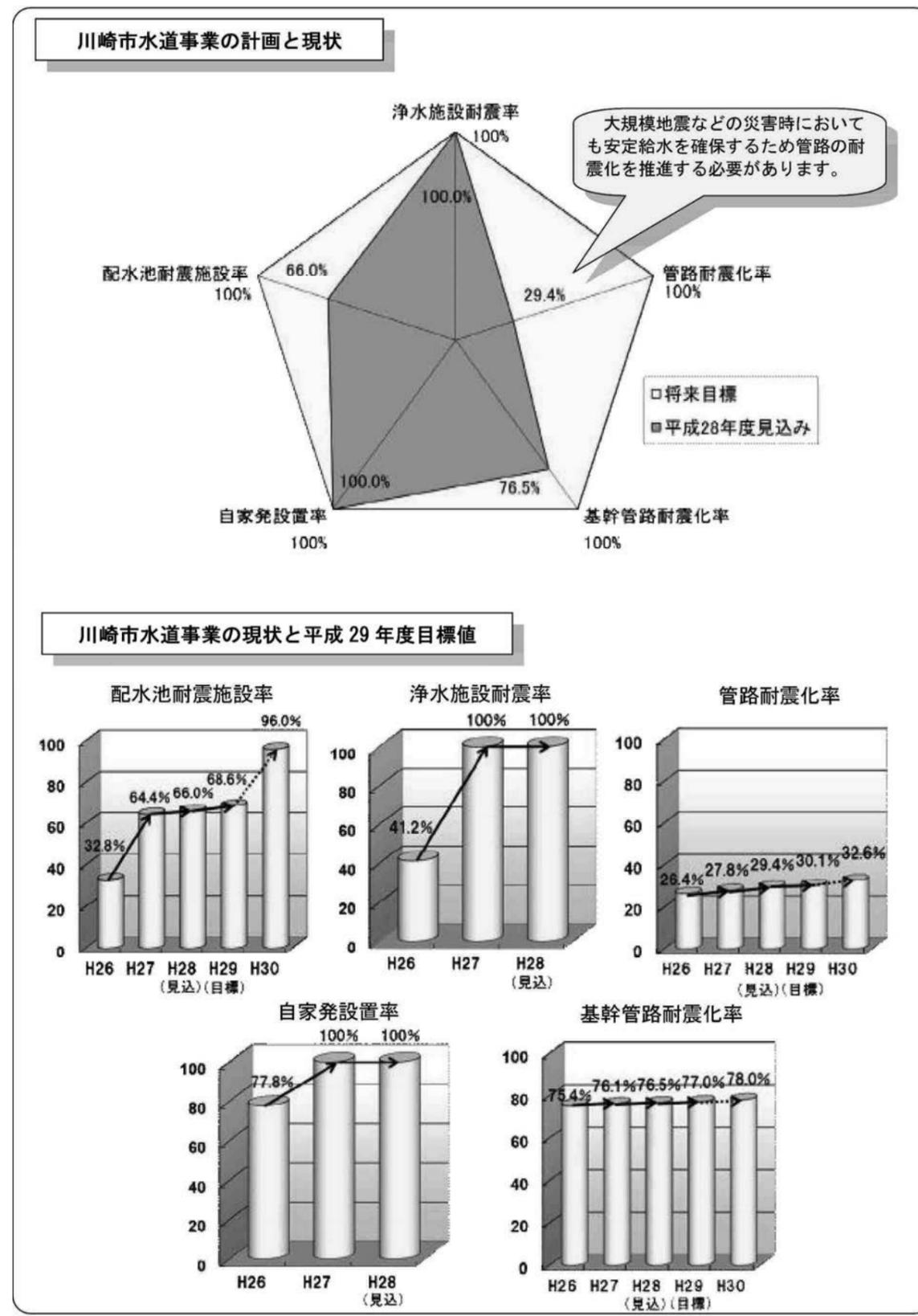
- 1 大規模地震などの災害発生時においても施設の被害を最小限にとどめ、安定給水を確保するため、基幹施設の耐震化対策について、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。
- 2 災害発生時に被害を受けやすい老朽管路の更新を加速し、耐震化を促進させることについて、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 戦後の高度経済成長期に行われた拡張事業により築造された配水池などの基幹施設は、老朽化が進行し、耐震性が課題となっており、大規模災害発生時にも安全・安定給水を維持し、耐震化を推進することが必要です。
- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続させるため、老朽管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道施設の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、所要の財政措置等が必要です。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費 約76億円（国費 約1.7億円）



この要請文の担当課/上下水道局水道部水道計画課 TEL044-200-2496

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の 取扱いについて

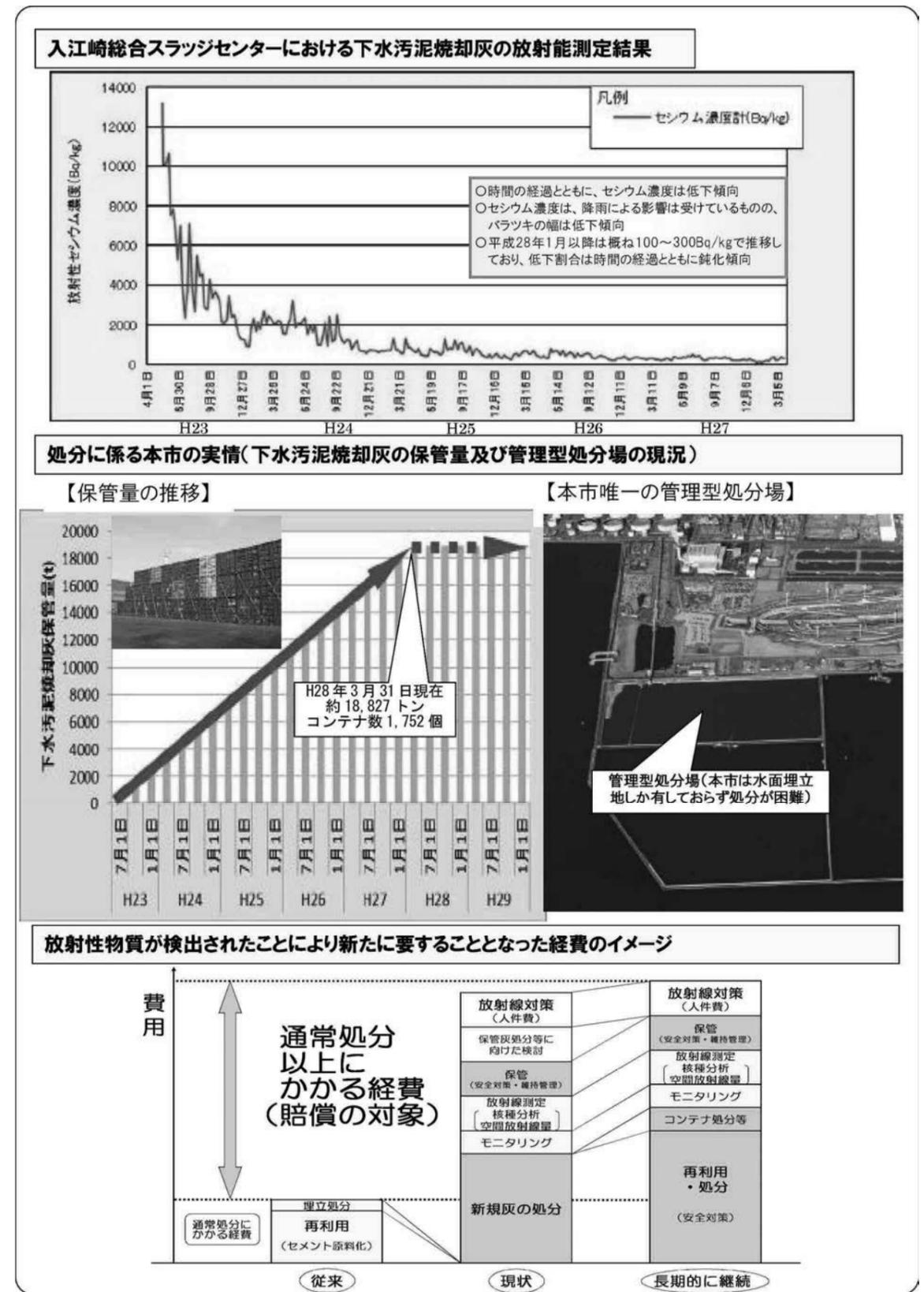
【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の円滑な処分等に向けて、基準の妥当性・安全性について明確に示すとともに、地域の実情に応じた対応について必要な措置を講ずること。
- 2 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の一時保管等の経費に対しては、地方の負担とならない万全の補償が確実に行われるよう、必要な支援を講ずること。

■ 要請の背景

- 放射性物質の濃度が低下した新たに発生する下水汚泥焼却灰については、平成28年4月より試験埋立を開始したものの、保管している下水汚泥焼却灰については、未だ資源化や最終処分には至っておらず、その開始には市民等の理解を得る必要があることから、処分等に係る基準の妥当性・安全性について市民等の理解を得ることができる根拠を明確に示す必要があるとともに、水面埋立地しか有していない等、本市の実情に応じたさらなる措置が必要です。
- 保管等の追加的支出のうち、既にその一部について東京電力（株）より支払いを受けていますが、引き続き万全の補償が確実に行われるよう、財政措置を含めた国による支援が必要不可欠です。



この要請文の担当課/上下水道局下水道部下水道計画課 TEL044-200-2886

正規雇用等につながる雇用施策及び中小企業等の人材不足対策の推進について

【厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 地域の持続的な発展を図るため、正規雇用や長期的な雇用及び中小企業等の人材確保を実現するための制度を確立し、所要額を確保すること。また、実施主体が利用しやすいスキームとし、事業実施に向けた準備期間が確保できるようにすること。
- 2 地域若者サポートステーション事業について、継続的・安定的にニート等の若者の職業的自立を支援できるよう、国からの委託期間を複数年度化し、事業の拡充を図るため、国の責任においてその所要経費のすべてを措置すること。

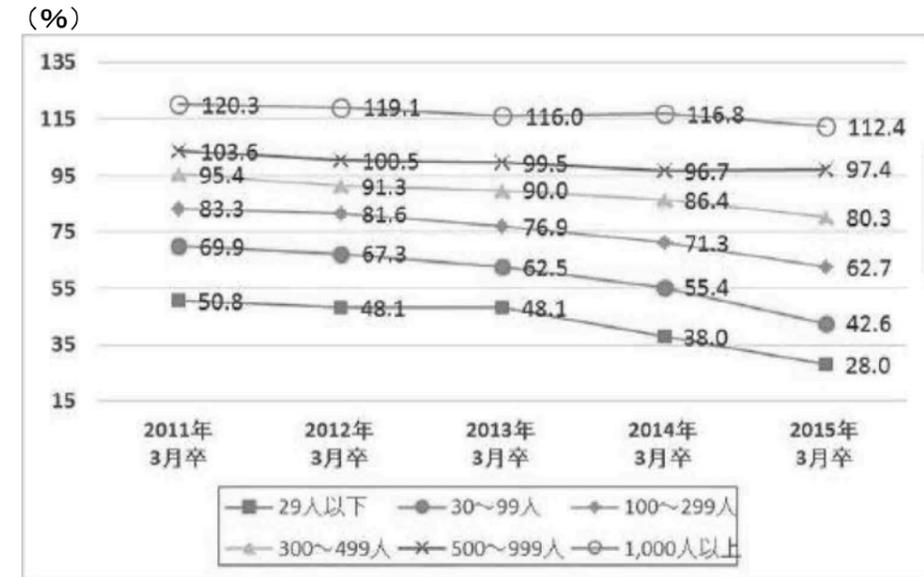
■ 要請の背景

- 緊急雇用創出事業が平成27年度までで終了となり、また、中小企業等の人材の不足感が高まる中、若年者の未就業や非正規雇用の拡大、雇用のミスマッチ、中小企業等の人材不足などの課題に対応するために、新たな制度の創設が求められています。
- 制度創設に当たっては、地域の実情に即した柔軟な運用が可能であり、年度当初から事業が開始できる準備期間を十分確保できる雇用創出事業が必要となっています。
- 若年無業者数が全国で76万人と推計されるなど深刻な状況にあり、個々に対応した継続的な支援が必要ですが、地域若者サポートステーションの運営において、国からの委託が単年度であり、安定的かつ発展的な運営体制の構築は困難な状況となっています。
- 「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置については、若者を社会とつなげる方策として極めて重要であり、全国的な課題に対応し成果を上げるため、国の責任においてその所要経費のすべてを措置することが必要です。

■ 効果等

- 安定した就労や雇用環境、地域の中小企業等の活性化により、市民生活や地域経済の持続的・安定的な発展を実現します。
- 若年者の就業・自立支援を安定的かつ発展的に行うことにより、本来社会の支え手であるべき若年者層が生活保護対象に移行することを防止し、若年者層が安定的に就労し、自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

1 従業員規模別高校卒業者の充足率の推移（全国）

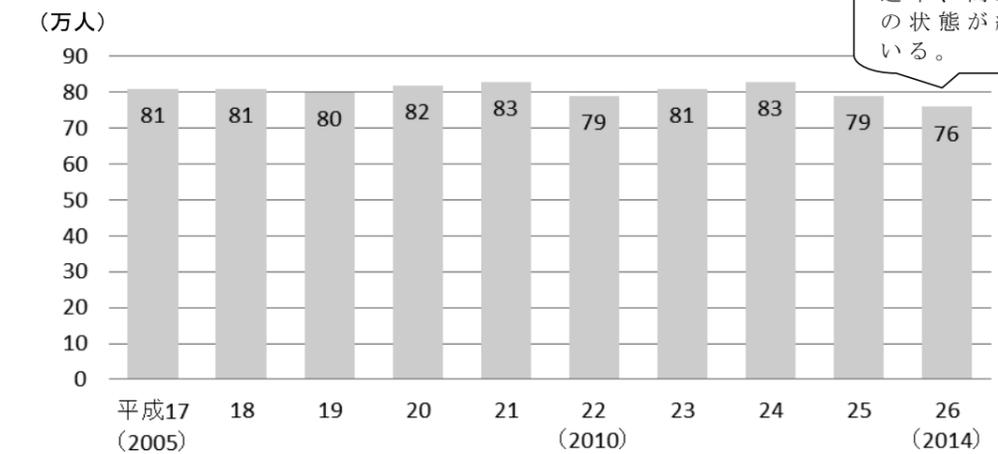


(出典) 厚生労働省「新規学卒者（高校・中学）の職業紹介状況」

※1 各年の新規学卒者について、公共職業安定所及び学校において取り扱った求人、就職状況を取りまとめたもの。

※2 「充足率」＝「就職者数」÷「求人数」×100

2 若年無業者数の推移（全国）



(出典) 総務省「労働力調査」

※1 このグラフの数値は、15～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

※2 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

この要請文の担当課／経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2276

道路施設の維持修繕事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

道路施設の維持修繕に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 近年、社会問題となっているインフラの老朽化対策は、本市においても推進が急務であり、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るため、平成22年度に「川崎市橋梁長寿命化修繕計画」、平成25年度に「川崎市道路維持修繕計画」を策定し、高度成長期に整備された擁壁や歩道橋、橋梁や道路照明など道路施設の補修を計画的に実施しております。
- 平成25年6月の道路法改正に伴い、道路橋や横断歩道橋等の道路施設の点検義務化などにより、適正な維持管理が求められ、今後一層の維持管理費用の増加が見込まれています。
- 本市の幹線道路については、緊急輸送道路に指定され多くが住居地域であるが、夜間騒音の環境基準を超過しており、騒音の低減のため、低騒音舗装の舗設を行っています。

■ 費用

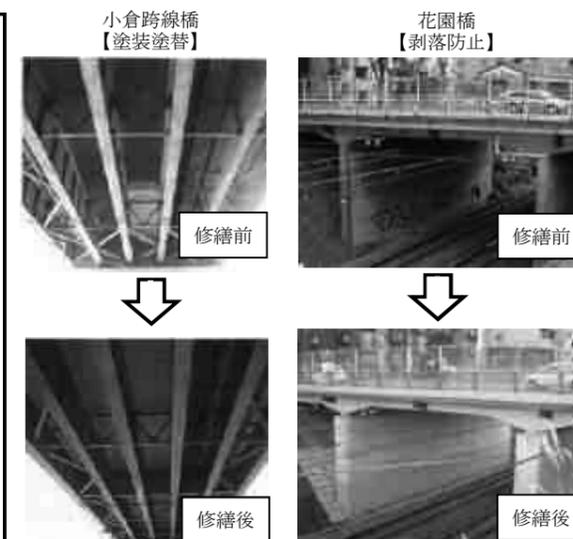
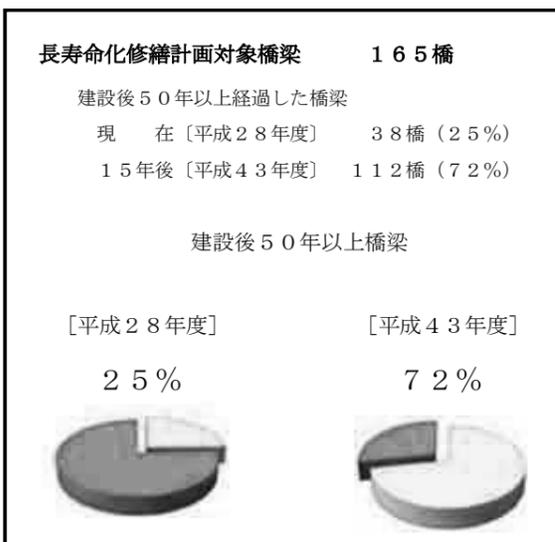
- 平成29年度計画事業費 約23億円 (国費 約11.5億円)
 - ・ 橋梁長寿命化 約7億円 (国費 約3.5億円)
 - ・ 道路施設補修費等 約16億円 (国費 約8億円)

■ 効果等

- 道路施設の計画的な更新や適切な点検による市民生活の安全の確保
- 施設の長寿命化を図ることによりライフサイクルコストを縮減し、適切なサービス水準を確保する
- 安全で快適な通行空間の確保

主な道路施設の維持修繕事業

【橋梁長寿命化】



【点検・損傷状況】



この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部道路施設課 TEL 044-200-2802

幹線道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

道路整備、街路整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

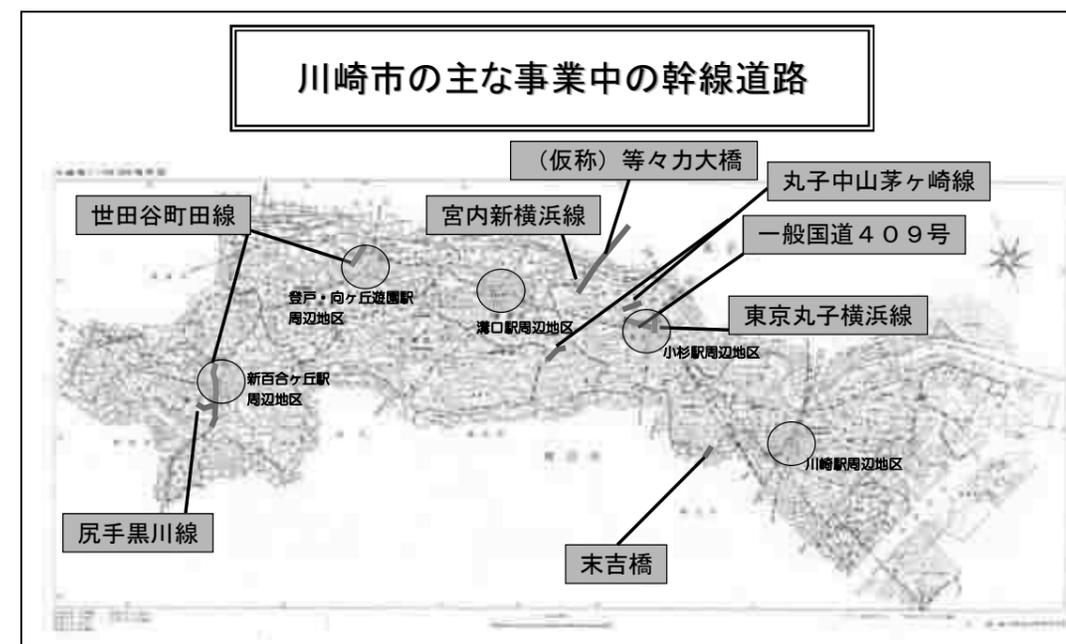
- 全国的には少子高齢化の進行による人口減少社会が到来する中、首都圏の中心部に位置する本市においては、人口の都心回帰や都市再生の取組などにより、人口が引き続き増加し、本市に関連する自動車交通もしばらくの間は微増傾向を示すものと想定しております。
- こうした中、本市の幹線道路網の整備は未だ低い水準にあり、南北に長い地理的特性から、橋梁整備などによる京浜間の連携強化とともに、臨海部から丘陵部に向けた市域縦貫方向の交通軸の機能強化が課題となっています。
- また、拠点開発の進展が著しい小杉駅周辺では、快適で賑わいのあるまちづくりの創出に向け、沿道と一体となった面的な道路整備が求められているなど、効率的な都市経済活動を支え、都市拠点の交通機能強化や魅力ある都市環境の形成を図るためには、今後も着実に幹線道路の整備を推進する必要があります。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費 約4.7億円 (国費 約2.5億円)
 - ・ 道路・橋梁事業 約2.2億円 (国費 約1.1億円)
 - ・ 街路事業 約2.5億円 (国費 約1.4億円)

■ 効果等

- 渋滞等の緩和による自転車交通の円滑化
- 安全で快適な通行空間の確保
- 都市における防災性の向上
- 交通結節点へのアクセス性の向上

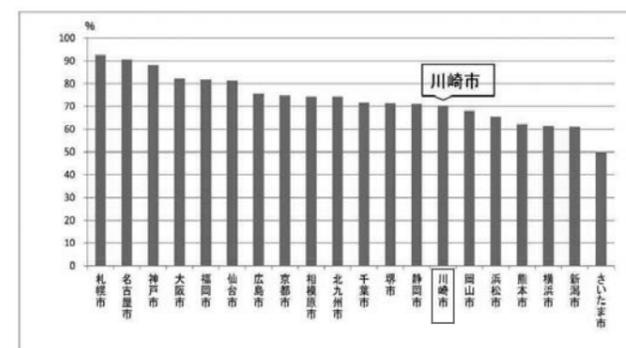


東京丸子横浜線（自転車専用通行帯と併せた整備）



(仮称)等々力大橋 (イメージ図)

図1 20政令指定都市 都市計画道路整備進捗率 (平成27年3月31日現在)



都市計画道路整備状況調書より



尻手黒川線IV期 (イメージ図)

○本市における平成27年3月31日現在の都市計画道路の整備進捗率は、20政令指定都市中14番目となっている。

この要請文の担当課 / 建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について

【国土交通省】

■ 要請事項

中央新幹線計画の着工に伴い非常口の工事では、資材・機械の搬入搬出及びトンネル等の掘削残土の搬出が予定されているが、道路交通への影響を低減させるため、早期に周辺道路の整備を促進する必要があることから、幹線道路整備に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 中央新幹線計画では、川崎市内の中原区等々力から麻生区片平まで全区間が大深度地下トンネル構造で、かつ5カ所の非常口工事が予定されています。
- 非常口の工事では、資材・機械の搬入搬出及びトンネル等の大量な掘削残土の搬出が予定されており、工事用車両の通行による道路交通への影響が懸念されています。
- JR東海が行った環境影響評価の結果では、交通混雑について主要な交差点の需要率は0.9以下に収まり、道路への影響は少ないと評価されていますが、市内5カ所のうち中原区等々力及び麻生区片平非常口周辺には、未完成の幹線道路が多く、道路交通への影響を低減させることが急務となっています。
- このため、特に中原区等々力及び麻生区片平非常口周辺の幹線道路を早期に完成させる必要があります。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費 約28億円 (国費 約15億円)

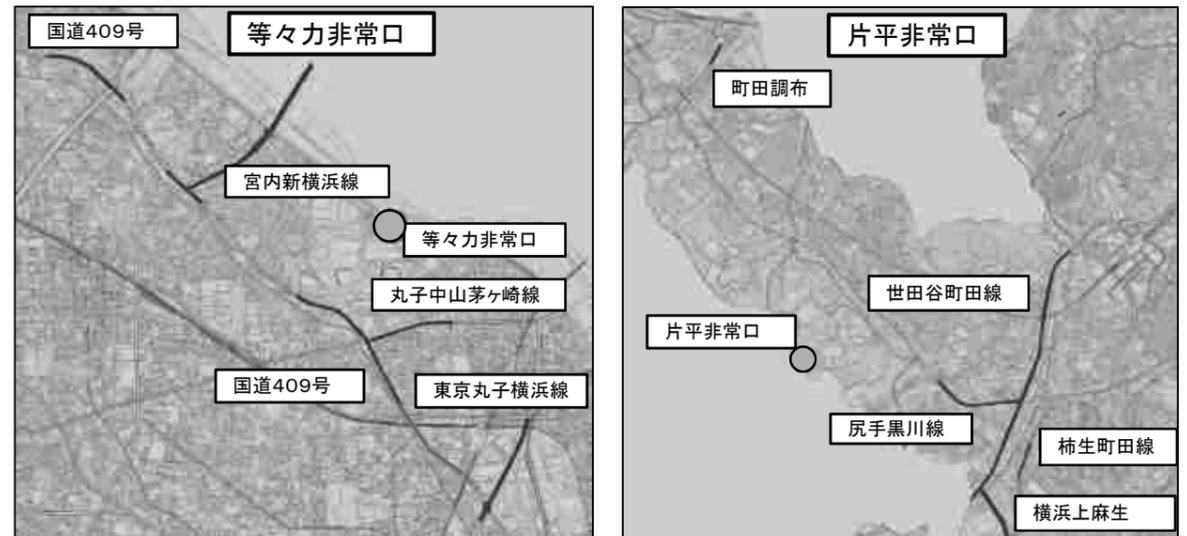
■ 効果等

- 非常口周辺の通行環境の改善
- 自動車交通の円滑化の促進

■ 非常口等予定地



■ 等々力・片平非常口周辺都市計画道路



■ 中央新幹線スケジュール

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| リニア中央新幹線整備 (品川・名古屋間) | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | -----> |
| 中原区等々力非常口等整備 | | | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | -----> |
| 麻生区片平非常口等整備 | | | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | -----> |

※中央新幹線(東京・名古屋)環境影響評価書(平成25年9月)

※非常口の着手時期については完成時期より想定

この要請文の担当課/建設緑政局総務部企画課 TEL044-200-2769

京浜急行大師線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 連続立体交差事業において、今後、進捗に伴う必要な財源を十分に措置すること。
- 2 京浜急行大師線連続立体交差事業については、地下式により施行するため多額の事業費を必要とすることから、計画的な事業執行に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、昭和63年度に国の事業採択を受け、平成5年6月に都市計画決定、平成6年3月に事業認可を得て、事業に着手しました。
- 本事業は、円滑な交通流の確保を目的としており、踏切における交通渋滞や事故を解消するとともに、騒音、排気ガス等の自動車公害の低減、分断されている市街地の一体化や防災性の向上が図れることから、着実な事業進捗が課題となっています。
- 本事業は、事業効果を早期に発現させるため、段階的に整備を進めており、平成30年度の立体交差化を目指して工事を推進している1期区間（小島新田～東門前）の周辺地区では、駅周辺のまちづくりも進んできており、一日も早い踏切の除却が望まれています。また、平成29年度からは、1期区間（東門前～川崎大師 鈴木町すり付け）の整備も予定しているため、事業費の増大が見込まれています。

■ 費用

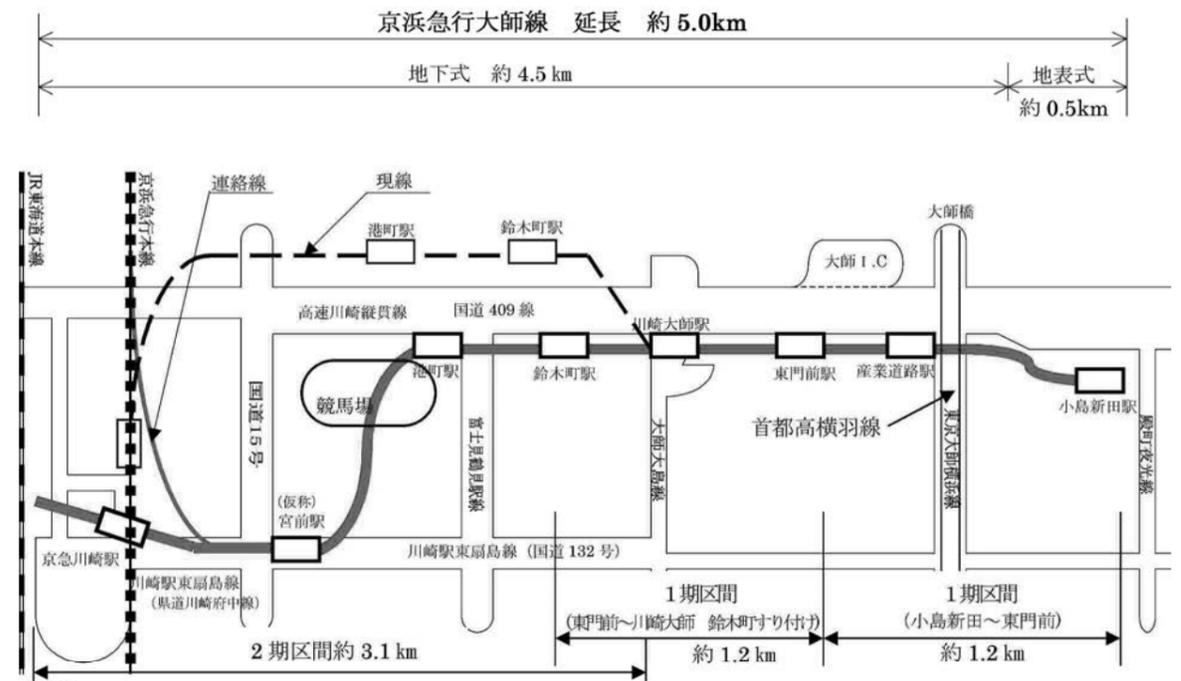
- 総事業費：約1,470億円
(H29年度計画事業費 約94億円 (国費 約52億円))
- 補助対象事業費：約1,368億円

■ 効果等

- 14箇所の踏切除去による交通渋滞の緩和、沿線環境の改善
- 地域分断の解消による地域の一体化の推進

京浜急行大師線連続立体交差事業の概要

①事業概要図

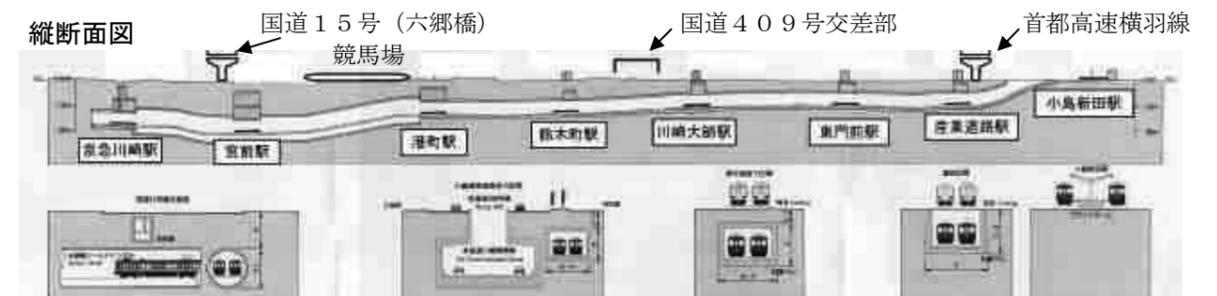


②諸元

- 計画区間 京急川崎駅～小島新田駅
- 計画期間 平成5年度～平成36年度
- 総事業費 約1,470億円 (国費約732億円、市費約658億円、鉄道事業者負担額約80億円)
- 補助対象事業費 約1,368億円 (小島新田駅～鈴木町駅については、地下構造に対する補助対象額、鈴木町駅～京急川崎駅については、現線高架想定額に対する補助対象額)
- 事業の概要 延長 計画線 約5km
(地下式 約4.5km、地表式 約0.5km)
連絡線 約0.9km
(地下式 約0.5km、地表式 約0.4km)
除却踏切数 14箇所
駅数 8駅 (新駅1駅含む)

③立体方式

高架式の場合は、既に高架化されている国道15号や首都高速横羽線との交差部が高高架となることや、ルートの一部が競馬場や市街化が著しい区域となることから、地下式としています。



この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2747

J R南武線連続立体交差事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

J R南武線（尻手駅から武蔵小杉駅間）連続立体交差化の早期実現に向け、連続立体交差事業、及び関連都市基盤について、都市計画決定等の法手続きの調査・検討に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

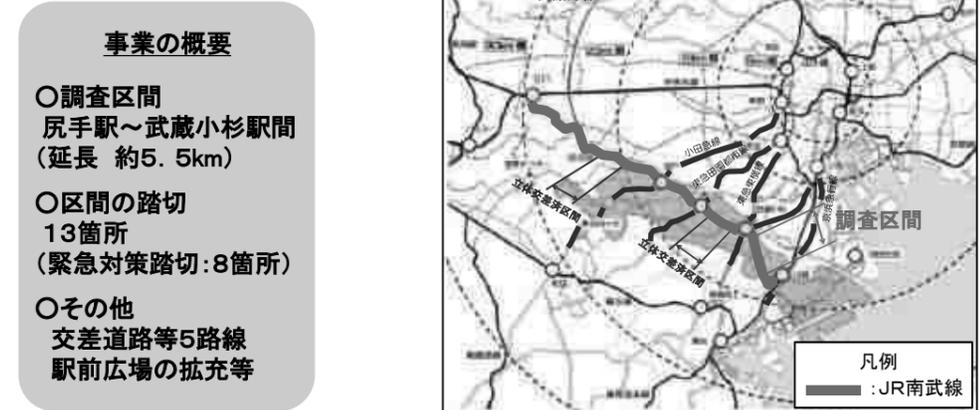
- J R南武線は川崎駅から立川駅間を結び、首都圏において環状方向の鉄道輸送の一翼を担う鉄道路線であり、本市域を縦断し市内の各拠点を結び、本市において重要な交通基盤であります。
- 沿線の武蔵小杉駅や鹿島田駅周辺では、企業の研究開発機能の集積や大規模な都市型住宅の整備が進んでいますが、一方で、踏切に起因する国道409号や県道大田神奈川などの渋滞といった道路交通に関する課題、また、路線バスの速達性低下・通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化しております。
- 平成26年度に着手した事業調査において、地質調査、測量、基本設計、沿線まちづくりなどの検討を進め、平成27年度末には概略設計が完了しました。
- 平成28年度からは、連続立体交差化の早期実現に向けて、計画段階評価や関連事業の測量・設計など都市計画決定に向けた法手続きを進めていく必要があります。

■ 費用

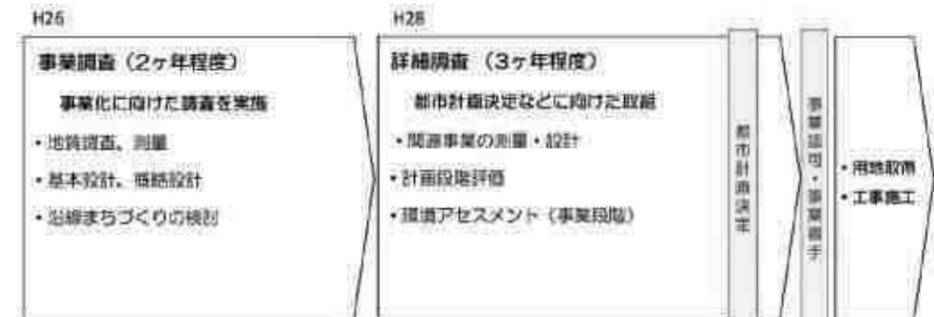
- 計画事業費 約1.0億円（国費 約0.5億円）（平成29年度）
約1.3億円（国費 約0.7億円）（平成29年度～30年度）

■ 効果等

- 踏切除却による交通円滑化
- 公共交通の生活利便性の向上や沿線小学校の通学路踏切の危険性解消
- 緊急輸送道路や広域避難場所への避難路の確保



■ スケジュール



この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL044-200-3499

川崎縦貫道路の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路Ⅰ期事業の整備推進を図ること。
- 2 川崎縦貫道路Ⅱ期計画について、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含め幅広く検討を進め、早期に計画の具体化を図ること。
- 3 国道409号の街路整備に必要な財政措置を講ずること。また、川崎大師駅周辺について、鉄道との交差形状の早期改善を図るとともに、駅前の広場空間を含めた整備計画の具体化を図ること。

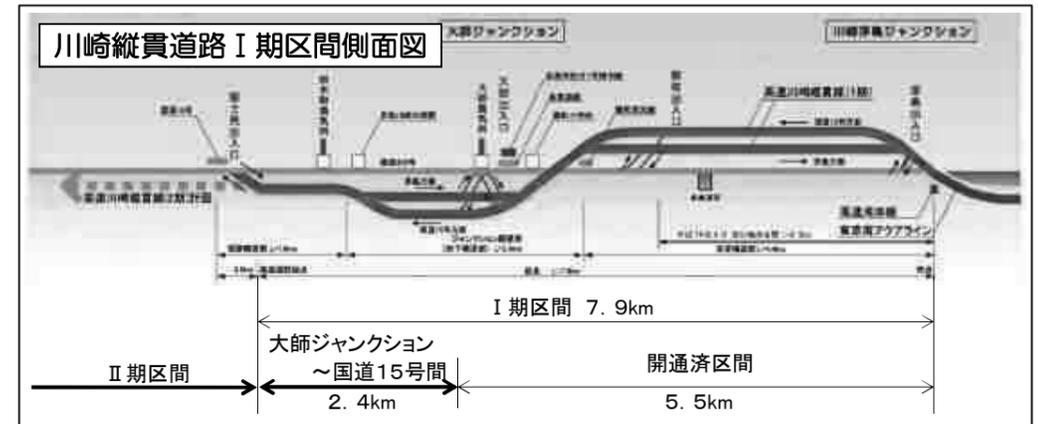
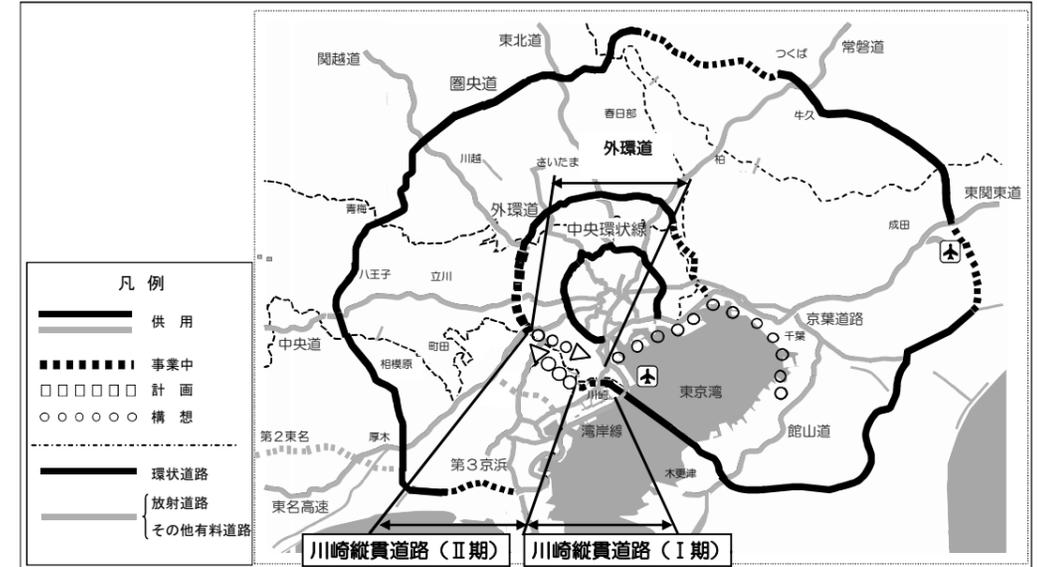
■ 要請の背景

- 川崎縦貫道路は、首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的な交通ネットワークの形成及び市内の交通混雑の解消や沿道環境の改善にも寄与し、災害時には本市臨海部に位置する基幹的広域防災拠点からの物資輸送を支える高速道路ネットワークの一つとして重要な役割を担うものです。
- Ⅰ期事業の大師ジャンクション以西については、平成17年8月に国が示した対応方針により整備が先送りされていますが、その再開のためには、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化を含めた幅広い検討を進め、Ⅱ期計画の早期具体化を図ることが必要と考えています。
- 平成28年2月に「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」が設立されましたので、当該区間の計画の具体化に向けた検討が進んでいくものと考えています。
- また、上記対応方針においては、Ⅰ期事業の工事再開までの当面の措置として、国道409号の街路整備、川崎大師駅前の広場空間および川崎駅周辺の交通円滑化に向けた整備計画の具体化が挙げられています。特に、国道409号の街路整備については、地元経済団体や住民組織などからも早期整備完了を求められていることから、予算を集中的に配分し、整備を推進する必要があります。
- 川崎大師駅周辺については、変則的な鉄道との交差形状により、国道409号の下り車線数が減少するなど、円滑な交通が妨げられていることから、早期に改善を図る必要があります。

■ 効果等

- 都市機能強化、交通混雑解消、災害時の輸送路、沿道環境改善
- 二酸化炭素、窒素酸化物等の削減

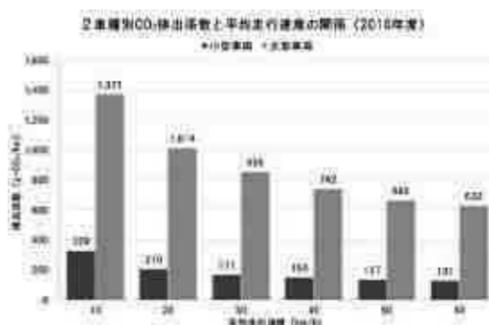
都市機能強化・交通混雑解消・災害時の輸送路・沿道環境改善等に向けて、市の骨格となる川崎縦貫道路の早期整備が不可欠



川崎縦貫道路の整備により、地球温暖化に起因するCO₂・NO_x等の排出を抑制

渋滞減少に伴う平均走行速度の向上により、CO₂排出量が減少

川縦Ⅰ期整備により、自動車排出物質量の大幅削減が可能



二酸化炭素(CO₂) → 年間約6,000t削減

窒素酸化物(NO_x) → 年間約9t削減

浮遊粒子状物質(SPM) → 年間約0.2t削減

等々力陸上競技場約160個分の森林が年間に吸収する量に相当

出典: 国土総合研究所 「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成22年度版)」から作成

出典: 首都高速道路株式会社「平成21年度 事業評価監視委員会」

この要請書の担当課/建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039

首都高速道路等の料金施策に係る措置について

【国土交通省】

■ 要請事項

平成28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」について、その効果や影響を検証するとともに、激変緩和措置の長期継続や利用者の利便性向上策について検討すること。

■ 要請の背景

- 平成28年4月に導入された「首都圏の新たな高速道路料金」は、料金水準が高い圏央道等の料金が下がるなど、首都圏全体の道路ネットワークを最大限活用するために有効な施策です。これにより、交通が適切に分散され、都心部の高速道路及び一般道路の混雑が緩和される見込みであり、本市においても、移動・輸送時間の短縮等の効果が期待されます。
- しかしながら、新たな上限料金が設定された首都高速道路や、負担増となる第三京浜道路等については、一般道への交通転換が懸念されることから、「首都圏の新たな高速道路料金」導入後の効果や影響を検証するとともに、必要に応じて、激変緩和措置の長期継続や利用者の利便性向上策について検討が必要です。

■ 効果等

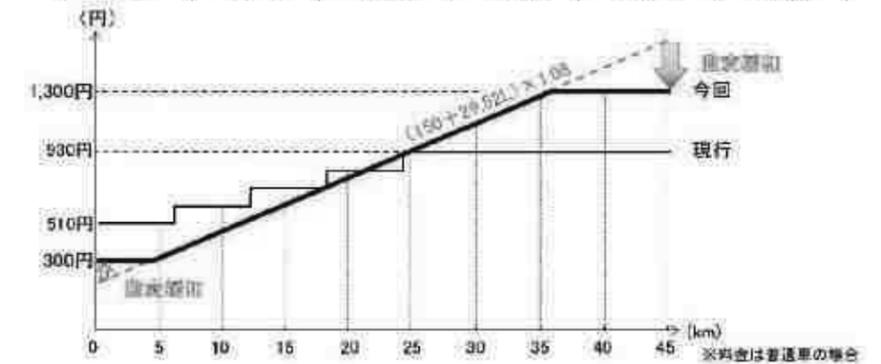
- 交通が適切に分散され、移動・輸送時間の短縮
- 高速道路の有効活用により一般道の渋滞が改善
- 平均旅行速度の向上に伴い二酸化炭素、窒素酸化物等が削減され、沿道環境が改善

首都高速道路の料金

H28. 3. 1国土交通省公表資料
「首都圏の新たな高速道路料金について」

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準と同じとする対距離制を導入
- ただし、物流への影響や非ETC車の負担の大幅な負担増や、短距離利用の車の負担減による渋滞増加が起きないように、当面、上下限料金を設定

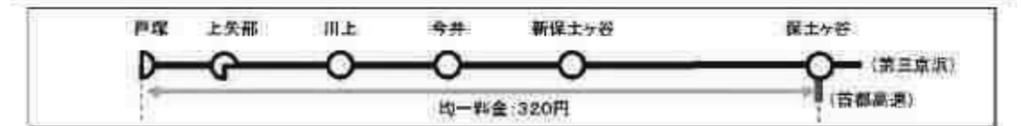
| 距離 | 2km | 5km | 10km | 20km | 30km | 40km |
|----|----------------|----------------|----------------|---------------|------------------|------------------|
| 現行 | 510円 | 510円 | 610円 | 820円 | 930円 | 930円 |
| 今回 | 300円 (▲41%) | 320円 (▲37%) | 480円 (▲21%) | 800円 (▲2%) | 1,120円 (+20%) | 1,300円 (+40%) |



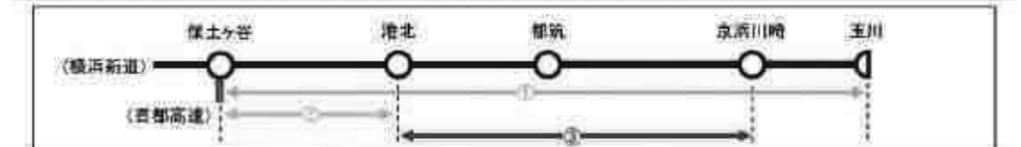
横浜新道・第三京浜の料金

H28.3.1 高速道路会社公表資料
「首都圏の新たな高速道路料金について」

- 【横浜新道】
- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本としつつ、当面、激変緩和措置として現行の高速自動車国道の普通区間を目安に料金水準を設定、均一料金を整理し、320円とする。
 - 他車種の料金は、普通車の料金をもとに車種間比率に応じて設定。



- 【第三京浜】
- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本としつつ、当面、激変緩和措置として現行の高速自動車国道の普通区間を目安に、全線を利用した場合の料金を390円とする。
 - 他区間や他車種の料金は、普通車の全線料金をもとに距離・車種間比率に応じて設定。



| ① 保土ヶ谷⇄玉川 (18.4km) | | | ② 保土ヶ谷⇄港北 (5.6km) | | | ③ 港北⇄京浜川崎 (8.6km) | | |
|--------------------|-----------------|---------|-------------------|-----------------|---------|-------------------|-----------------|---------|
| 現行 | 対距離 | ETC・ETC | 現行 | 対距離 | ETC・ETC | 現行 | 対距離 | ETC・ETC |
| 260円 | 680円 (+420円) | 390円 | 100円 | 340円 (+240円) | 130円 | 160円 | 440円 (+280円) | 200円 |

(注1) 横浜新道・第三京浜については、周辺道路の混雑緩和も含めた渋滞対策を関係機関と連携しながら実施します。
(注2) 横浜新道の原動機付自転車については、現行通りの車種間比率とします。

広域鉄道ネットワークの機能強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

広域鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

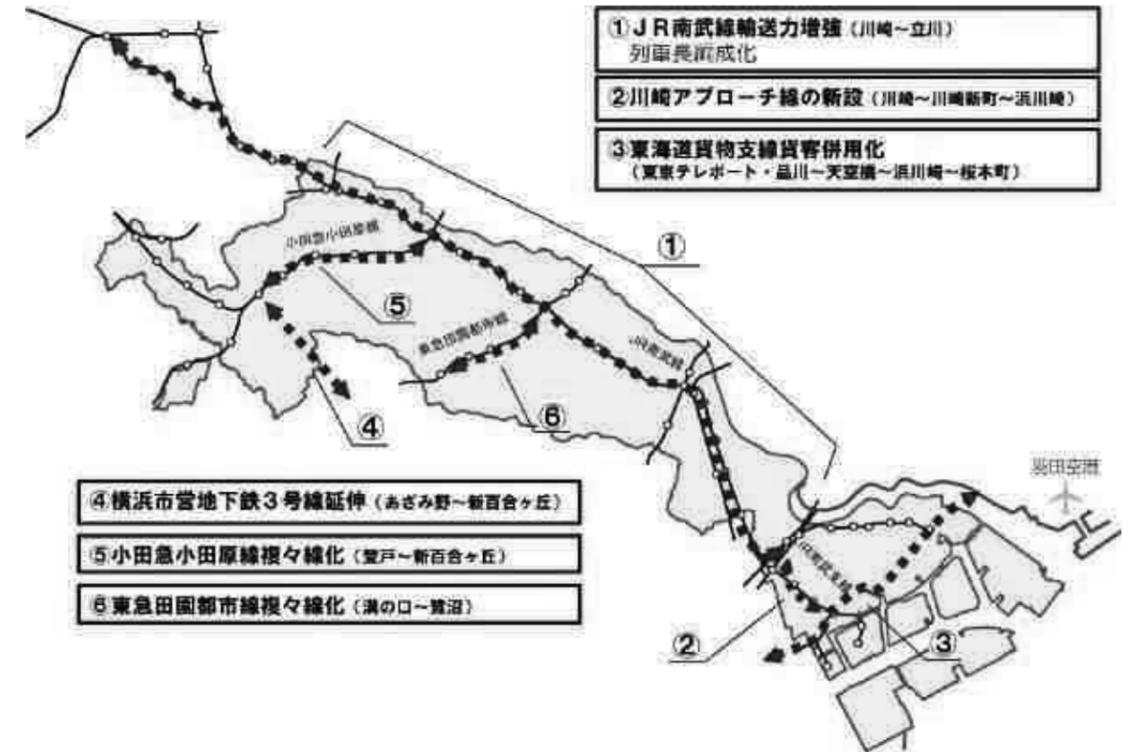
■ 要請の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道等への転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークや駅施設の機能強化が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- 臨海部は、国際戦略総合特区及び国家戦略特区に指定を受け、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域となっており、最先端技術を持つ企業の立地が急速に進み、従業員人口や研究者等の来訪者が増加しているため、公共交通機関の充実や、羽田空港へのアクセス強化が一層求められています。
- 武蔵小杉をはじめとした本市内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれており、JR南武線を始めとして、現在でも激しく混雑している各鉄道路線・駅の状況が一層悪化する事が想定されていることなどから、本市では、総合都市交通計画の中で、早期にJR南武線長編成化等の既存路線における機能強化に取り組むとともに、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- 別図に示す各路線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの機能強化を通じ、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。

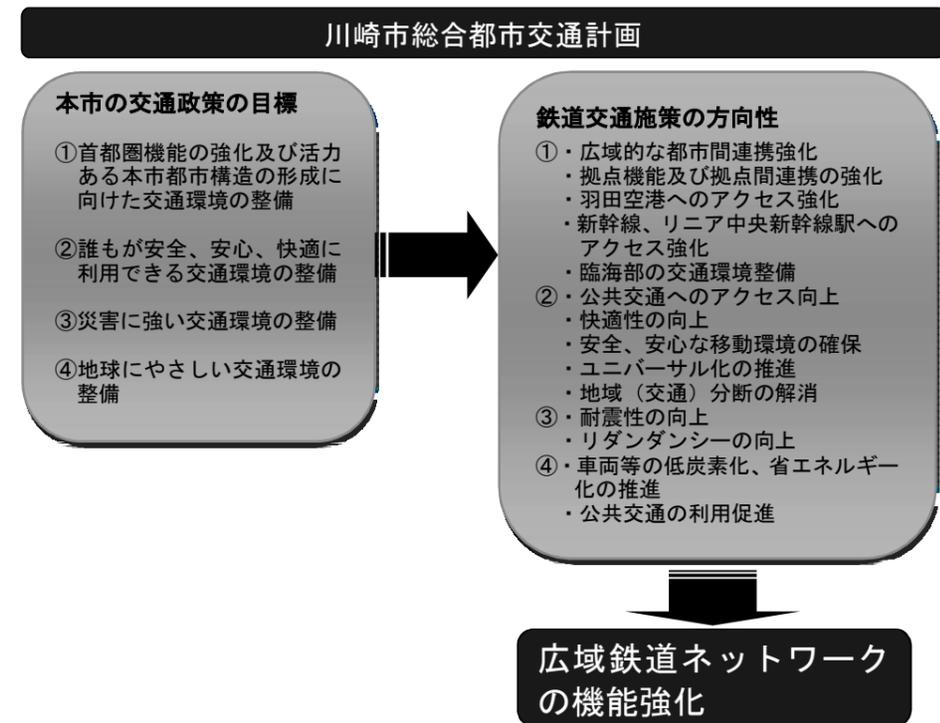
■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

鉄道ネットワーク機能強化の取組



〔 広域鉄道ネットワークの機能強化 〕



この要請文の担当課 / まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3550

川崎駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

川崎駅周辺地区の都市拠点機能整備について、各事業の進展に合わせた必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

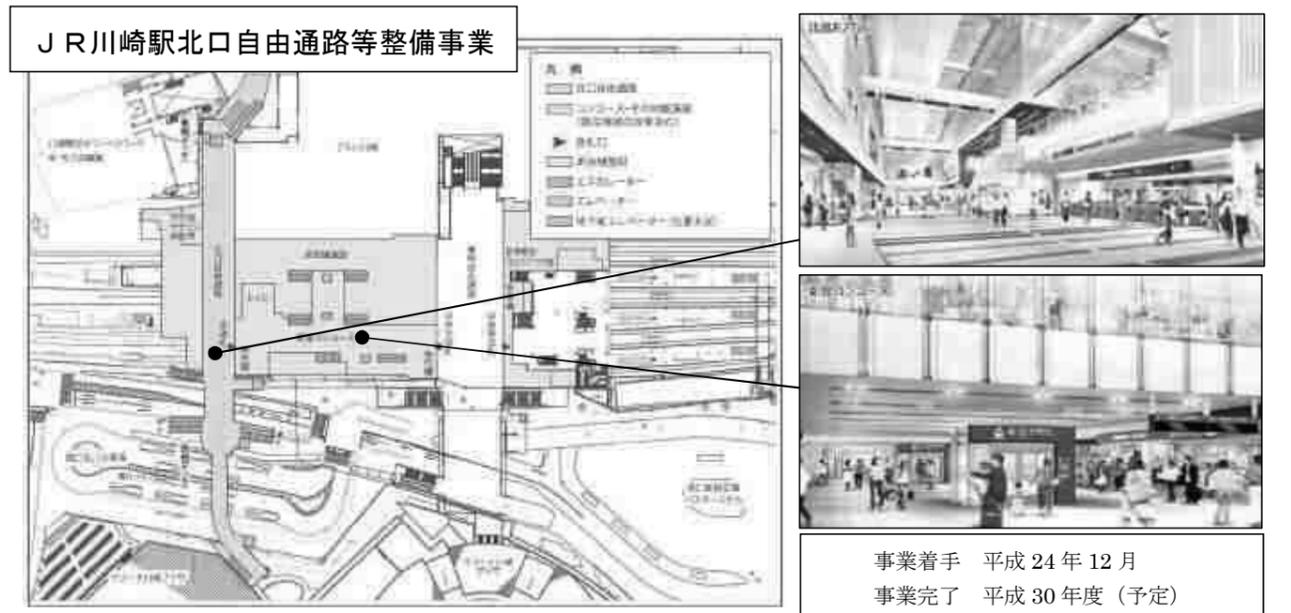
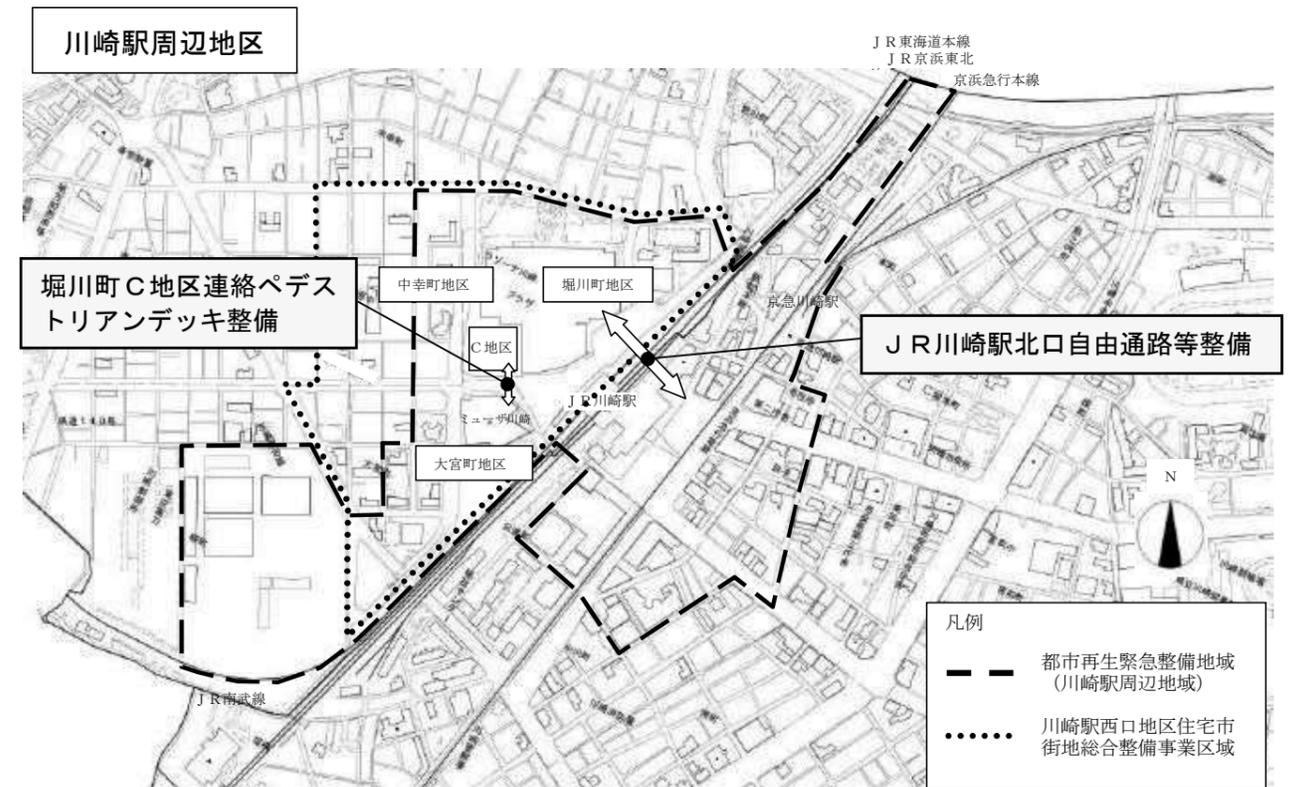
- 川崎駅周辺地区は、本市の広域拠点として、民間活力の導入等による個性と魅力にあふれた拠点地区の形成を図るため、川崎駅周辺総合整備計画（平成28年4月改定）に基づき事業を推進しております。また、都市再生緊急整備地域に指定し、市街地の活性化やにぎわいのある都市空間の形成を図るなど、都市再生に向けた取組を推進しています。
- JR川崎駅東西の主動線となる東西自由通路は、駅周辺地区の大規模商業施設や都市型住宅等の整備により利用者が増加しており、自由通路の混雑緩和や、駅東西の利便性・回遊性等の向上を図る必要があるため、平成24年度に北口自由通路と新たな改札口の整備に着手し、平成30年度の完了を予定しています。
- 川崎駅西口地区は、民間開発の適切な誘導を図るとともに、歩行者動線を確保するため、公共基盤施設の整備を行う必要があります。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費 約44.9億円（国費 約22.1億円）
 - ・ JR川崎駅北口自由通路等整備事業 約36.5億円（国費 約17.9億円）
 - ・ 堀川町C地区連絡ペデストリアンデッキ整備事業 約5.6億円（国費 約2.8億円）
 - ・ 川崎駅東口周辺まちづくり推進事業 約2.8億円（国費 約1.4億円）

■ 効果等

- 北口自由通路や川崎駅西口地区の公共基盤施設等の整備による、JR川崎駅へのアクセス性の向上や駅周辺の利便性・回遊性の向上
- 川崎駅東口周辺の土地の高度利用等による、都市機能の集積と利便性の高い駅前空間の形成



■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

| 事業名称 | | H28 予算 | H29 計画 | H30 計画 | H31 計画 | H32 計画 |
|------------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| JR川崎駅北口自由通路等整備事業 | 事業費 | 33.0 | 36.5 | 15.6 | — | — |
| | うち国費 | 16.2 | 17.9 | 7.8 | — | — |
| 堀川町C地区連絡ペデストリアンデッキ整備事業 | 事業費 | 2.0 | 5.6 | — | — | — |
| | うち国費 | 1.0 | 2.8 | — | — | — |
| 川崎駅東口周辺まちづくり推進事業 | 事業費 | 0.6 | 2.8 | 1.9 | 2.6 | 1.8 |
| | うち国費 | 0.2 | 1.4 | 0.9 | 1.3 | 0.9 |

この要請文の担当課／まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2036
まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

小杉駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

小杉駅周辺再開発事業等の進展に合わせ、必要な措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 小杉駅周辺地区は、本市の広域拠点として位置づけられ、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、駅に近接した4地区の市街地再開発事業により駅前広場や道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・都市型住宅等の諸機能が集積した集約型の都市構造を目指したまちづくりを進めています。
- これらの再開発事業により、地区幹線道路等の整備を行うとともに、市民自治活動拠点施設・児童厚生施設・駐車場などの公共公益施設の再編整備を行い、新たに駅周辺に保育所などの公益施設や商業・業務等の諸機能を集積する計画としています。
- 平成29年度は小杉町3丁目東地区の施設建築物工事等の着実な推進を図る必要があります。

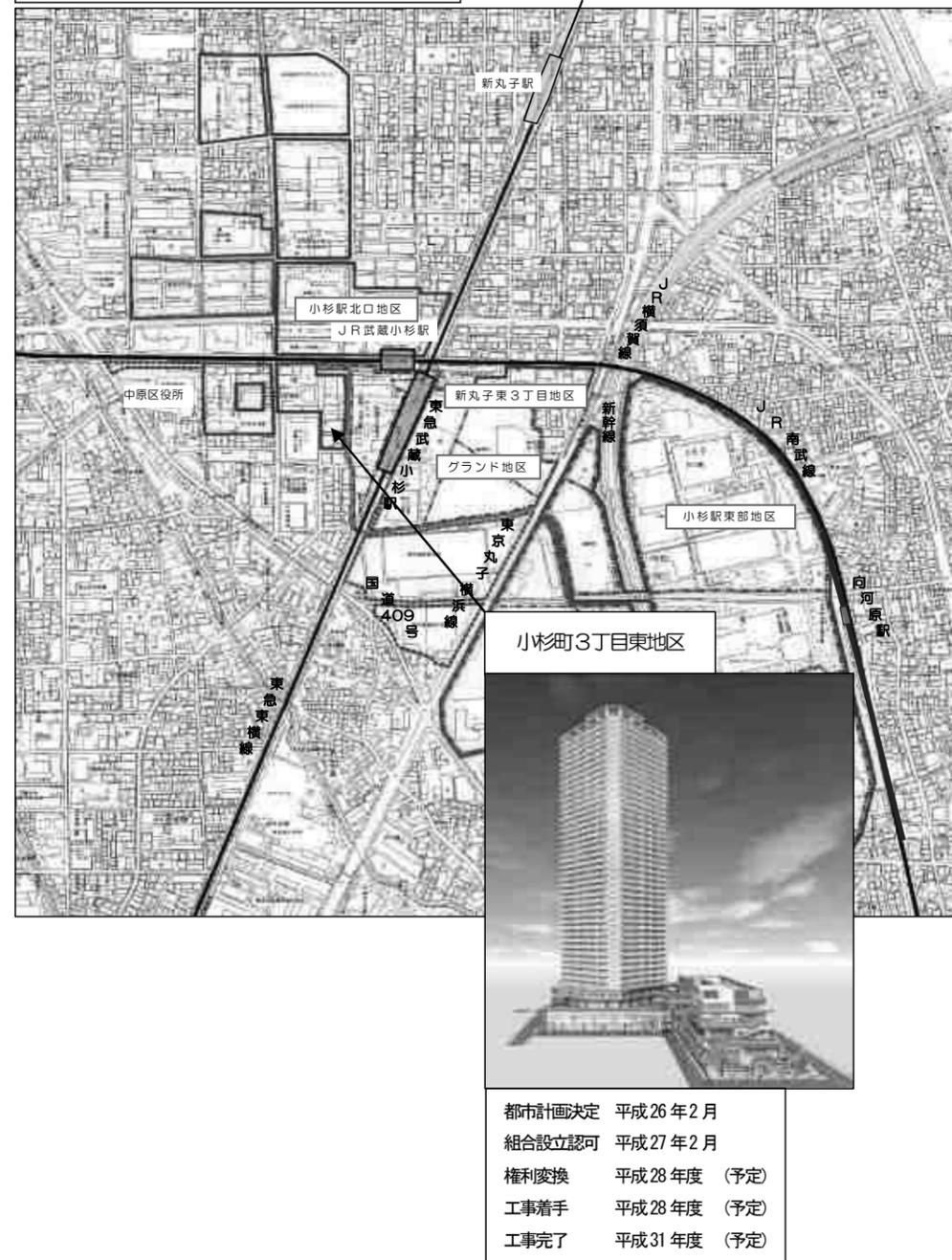
■ 費用

- 平成29年度計画事業費 約18.3億円（国費 約11.1億円）
 - ・ 小杉町3丁目東地区 約18.3億円（国費 約11.1億円）

■ 効果等

- 土地の集約化と高度利用を図ることにより、駅周辺の都市基盤の整備や市民利用施設の集約が図られ、本市の広域拠点としてふさわしい都市機能が形成されます。
- 駅周辺に市民利用施設等が集約されることにより、利用者の利便性の向上が図られます。

駅周辺事業地区位置図



■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

| 事業名称 | H28 予算 | H29 計画 | H30 計画 | H31 計画 | H32 計画 | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| 小杉町3丁目東地区 | 事業費 | 約15.4 | 約18.3 | 約20.6 | 約12.1 | — |
| | うち国費 | 約8.2 | 約11.1 | 約12.2 | 約7.3 | — |

この要請文の担当課／まちづくり局拠点整備推進室
 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課

TEL 044-200-2988
 TEL 044-200-2730

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 登戸駅周辺地区及び向ヶ丘遊園駅周辺地区における建築物等の移転及び公共施設等の整備推進に対する財政措置を講ずること。
- 2 都市計画道路登戸1号線、登戸2号線、登戸3号線及び登戸野川線の早期整備に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 昭和63年9月に土地区画整理事業の計画が決定した本地区は、本市の地域生活拠点として、また、多摩区の商業、業務の中心地区としてふさわしいまちを目指し、土地区画整理事業により都市計画道路等公共施設の整備等を行い、地域生活拠点機能の確立並びに商業・業務機能を強化するとともに、安全で快適な市街地形成を推進しています。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費
 - ・ 都市計画道路整備等 約 3.0 億円 (国費 約 1.5 億円)
 - ・ 区画道路整備等 約 17.9 億円 (国費 約 8.9 億円)
- 平成29年度計画事業費 約 20.9 億円 (国費 約 10.4 億円)

■ 効果等

- 区画整理事業による密集市街地解消及び防災性の向上
- 都市計画道路整備による地区内交通の円滑化
- 駅周辺整備による交通結節機能の強化

【登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区】位置図及び平成29年度要望箇所



■ 登戸土地区画整理事業の進捗状況 (平成28年3月末現在)

| 項目 | 累計面積・延長 | 進捗率(%) |
|-----------------------|----------|--------|
| 仮換地指定面積 (263,159㎡) | 197,870㎡ | 75.2 |
| 使用開始面積 (263,159㎡) | 145,533㎡ | 55.3 |
| 建築物等移転棟数 (1,358棟) | 781棟 | 57.5 |
| 道路築造延長 (11,888m) | 6,009m | 50.5 |



■ 今後の費用の見込み

(単位：億円)

| | | H28 予算 | H29 計画 | H30 計画 | H31 計画 | H32 以降 |
|----------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登戸 土地区画整理事業 | 事業費 | 21.5 | 20.9 | 33.5 | 27.4 | 69.8 |
| | 国費 | 10.8 | 10.4 | 17.0 | 13.9 | 35.6 |

この要請文の担当課/まちづくり局登戸区画整理事務所 TEL 044-933-8511

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

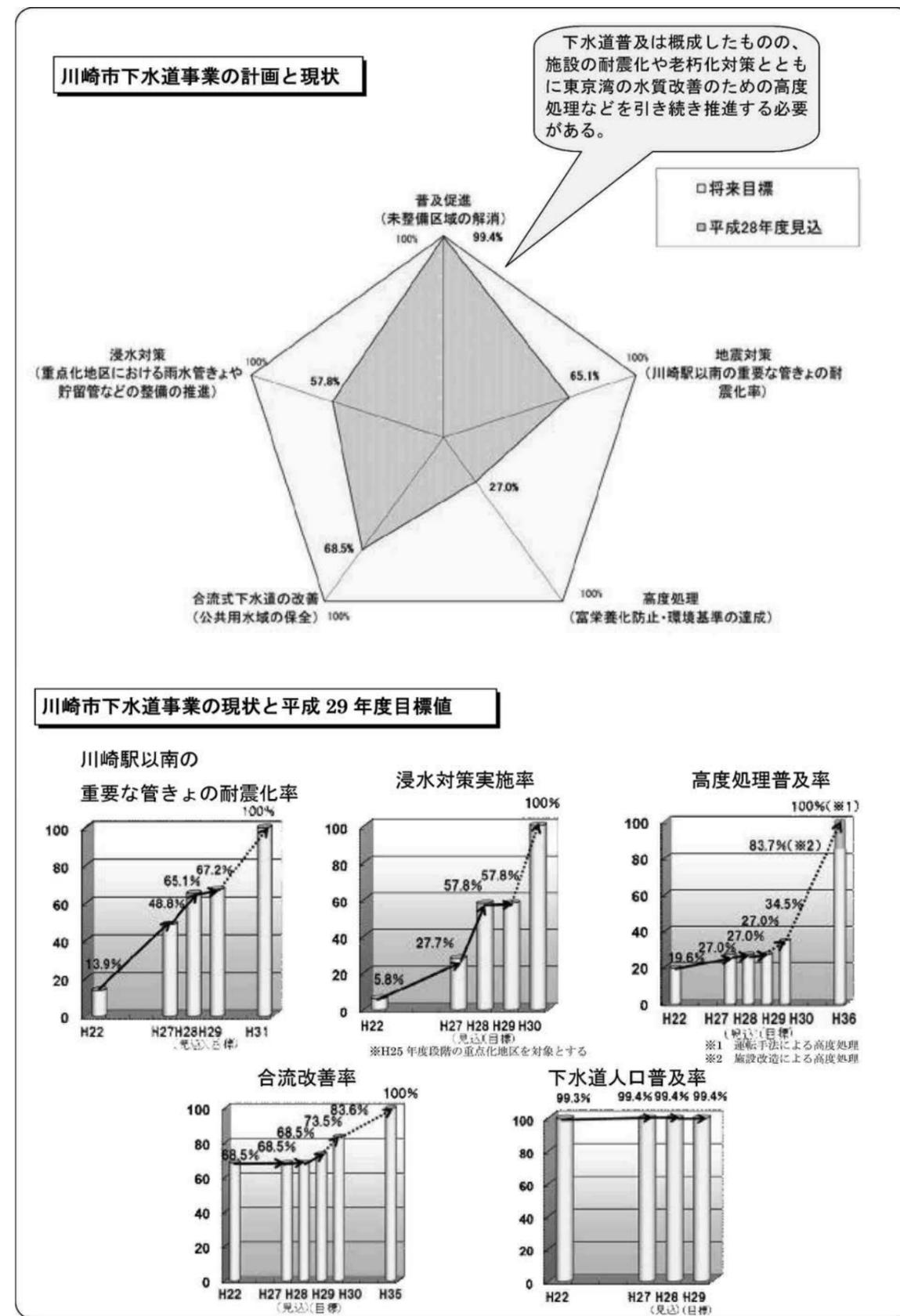
- 1 大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化や津波対策などを推進するとともに、被災時における施設の運転を可能とする所要の整備に必要な財政措置を講ずること。
- 2 気候変動に伴う降雨形態の変化などを踏まえ、水害に強いまちづくりを実現するため、浸水対策・ゲリラ豪雨対策に必要な財政措置を講ずること。
- 3 安定した下水道サービスを継続して提供するため、老朽化した下水道施設の長寿命化や、再構築・再整備に必要な財政措置を講ずること。
- 4 快適な水辺環境の確保や地球環境に配慮するため、合流式下水道の改善や、下水処理場の高度処理化、さらには温室効果ガスの削減など、環境対策に必要な財政措置を講ずること。
- 5 主要な管きよの設置、改築に係る指定都市と一般市との格差是正を図ること。

■ 要請の背景

- 下水道は市民生活を支える重要な都市基盤であり、大規模地震発生時でも下水道機能を損なうことのないよう、下水道施設の耐震化や津波対策が必要です。さらには、被災時における不安定なエネルギー供給状況下においても、安定して施設を運転できるよう、省エネ機器の積極的な導入をはじめ再生可能エネルギーの活用なども含めたエネルギー対策が必要です。
- 局地的集中豪雨の頻発など、近年の気候変動に対応するための施設整備が必要です。
- ライフラインとしての健全な機能確保のため、アセットマネジメントを構築し、老朽化した下水道施設の長寿命化、再構築・再整備等を、計画的・継続的に行う必要があります。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、健全な水環境の確保、温室効果ガスの削減、資源・エネルギーの有効活用等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年次が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えています。

■ 費用

- 平成29年度計画事業費 約180億円（国費 約65億円）



「新川崎・創造のもり」地区でのオープンイノベーションの推進について

【文部科学省・経済産業省】

■ 要請事項

「新川崎・創造のもり」地区において、オープンイノベーションの推進による研究開発力のさらなる強化を図るため、産学連携での研究開発や人材育成、それらに活用する最先端の研究機器の整備、及び新たな研究開発施設の整備に対して、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 新川崎地区は、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の一部にも指定され、世界的企業やベンチャー企業、大学等の研究開発拠点形成が進むエリアであり、「創造のもり」地区での「4大学（慶應、早稲田、東工大、東大）コンソーシアム」を中心とした産学連携による研究開発や人材育成、機器の共同利用など、企業・大学によるオープンイノベーションが展開されています。
 - この「創造のもり」地区において、企業、研究者の一層の集積とオープンイノベーションの推進による研究開発力のさらなる強化を図るため、民間活力を活用したPPP方式での新たな産学交流・研究開発施設の整備を進めており、平成28年度の整備着手、平成29年度の供用開始を予定しています。
 - 「創造のもり」でのプロジェクトは、「イノベーション・ベンチャー創造の好循環の確立」を進め、日本の経済成長を牽引する新たな産業創出を推進するものであり、産学連携での研究開発や人材育成、それらに活用する最先端の研究機器の整備、及び新たな研究開発施設の整備を促進するような支援制度が必要です。
- ## ■ 効果等
- 「創造のもり」地区でのオープンイノベーションの推進により、幅広い分野での産業イノベーションを創出し、我が国の国際競争力の強化に大きく貢献します。

「新川崎・創造のもり」地区でのオープンイノベーションの推進について

川崎市のイノベーション推進拠点「新川崎地区」の整備
新川崎地区における産業集積の進展

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の形成

新川崎地区には高度な技術力をもつ企業が多数立地

- 推定就業人口 約1万8,000人
- 新川崎地区の企業・大学による産学連携・産産連携組織「新川崎地区ネットワーク協議会」発足

産学連携による新産業の創出拠点「新川崎・創造のもり」の整備推進

第1期事業
慶應義塾大学の先導的研究施設 K2タウンキャンパス

第2期事業
ベンチャービジネス創出拠点 かわさき新産業創出センター (KBIIC)

第3期第1段階事業
ナノ・マイクロ産学官共同研究施設「NANOBIIC」

- ナノ・マイクロの「加工～試作～計測～評価」が一気通貫でできる約750㎡の大型クリーンルームを備えた施設
- 慶應、早稲田、東工大、東大からなる「4大学ナノ・マイクロファブアプリケーションコンソーシアム」研究機器の開放利用を通じて、産学共同研究開発を促進
- 4大学、ナノテク関連企業等が入居

次期事業地区 0.92ha

オープンイノベーションの推進

■ 新川崎・創造のもり地区の企業・大学や周辺の企業等が集い、交流する結節点としての役割を果たし、これまで多数創出してきたイノベーションをさらに発展させ、我が国経済をけん引する新たなイノベーションの創出を推進

■ 研究開発のオープン化を進め、「基盤となる共通技術では共同研究」を進めつつ、「応用技術では競争による独自開発」を推進し、「オープンイノベーション」の実現を推進

基盤となる共通技術での共同研究 | 応用技術では競争による独自開発

新川崎地区ネットワーク協議会 | 創造のもりにおける次世代技術研究・開発 | 市内ものづくり企業

オープンイノベーションの推進による新たな技術・産業の創出

イノベーションの創出に向けた新たな施設の整備 計16,000㎡想定 (平成29年度末供用開始予定)

多様な研究環境に対応

| | |
|----------------|---------|
| 研究開発機能 | 10,800㎡ |
| 企業・大学等の研究開発ベース | 7,200㎡ |
| インキュベーションスペース | 3,600㎡ |

多様な利用形態に柔軟対応

| | |
|-----------|-------|
| 産学連携・交流機能 | 約670㎡ |
| 多目的会議室 | |
| 交流スペース | |

顔ぶれ空間から日常的な交流を推進

| | |
|---------|-------|
| アメニティ機能 | 約200㎡ |
| 飲食スペース | |
| 物販スペース | |

その他共用部

| | |
|----------------|---------|
| エントランス、交流ラウンジ等 | 約4,300㎡ |
|----------------|---------|

この要請文の担当/経済労働局次世代産業推進室 TEL 044-200-3712

川崎港の機能拡充について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 京浜港の一翼を担う川崎港が、国際コンテナ戦略港湾として、その機能を最大限に発揮するため、臨港道路東扇島水江町線の整備やコンテナ岸壁の延伸などに必要な財源措置を講ずること。
- 2 大規模災害等に備えるため、港湾施設や海岸保全施設の整備に必要な財源措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 京浜港は、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力強化の取組を進めるとともに、多様な機能を備えた総合港湾として合理的な施設及び機能の配置や貨物集荷等に係る諸施策を一体となって展開しております。川崎港においては、平成27年度にも新規航路が開設されるなど、利用者へのサービスが格段に向上したことにより、コンテナ取扱量も急増しており、3年連続で約3割増加する見込みです。また、東南アジア航路をはじめとする就航船舶数の増加により、2隻同時接岸が不可能となる状態も生じています。こうした状況を改善し、さらなる航路誘致を図るためには、コンテナ岸壁の延伸が不可欠です。
- 川崎港東扇島地区においては、平成26年2月に総合物流拠点地区の立地企業の全てが稼動開始し、更なる物流車両の増加に対応する交通機能の確保ならびに市街地と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急輸送路のリダンダンシーの確保が重要な課題です。臨海部交通ネットワークを充実させ物流機能の強化を図るためにも、臨港道路東扇島水江町線及び関連道路の整備を促進し、川崎港を含む京浜港の更なる連携を強化する交通体系を整備することが必要です。

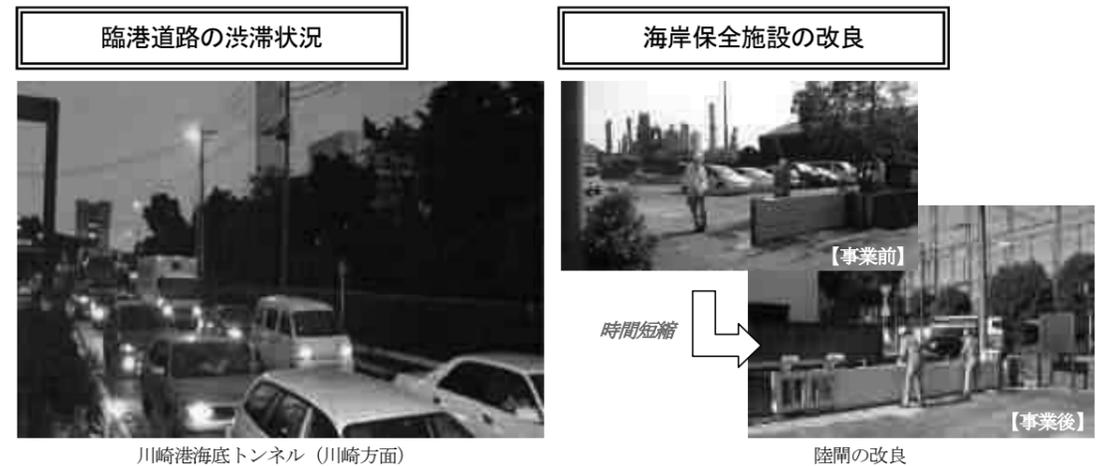
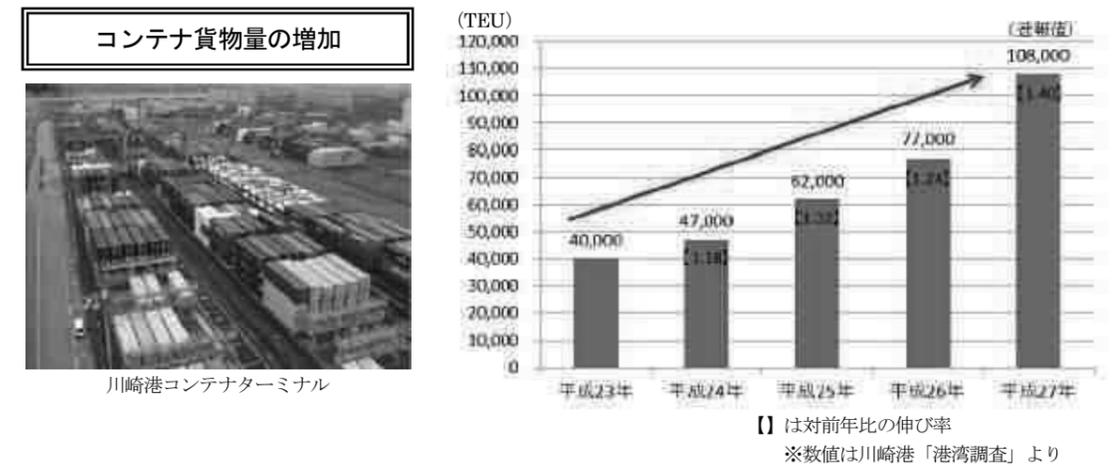
- 東日本大震災を踏まえ、川崎港が災害時も緊急物資の受入拠点として機能するために耐震強化岸壁の整備が必要です。また、津波・高潮等による被害から背後地を防護するため、海岸保全施設の整備等を推進することが必要です。

■ 費用

- 平成29年度事業費 約140億円（国費 約87億円）
 - ・ 臨港道路東扇島水江町線の整備、臨港道路東扇島水江町線関連道路の整備、コンテナ1号岸壁改良、東扇島9号岸壁改良（耐震）、千鳥町7号岸壁改良（耐震）、海岸保全施設改良等

■ 効果等

- 国際競争力の強化及び港湾物流の効率化・高度化に対応した物流機能の強化
- 京浜港における交通ネットワークの充実
- 大規模災害等に対する防災・減災力の向上



この要請文の担当課／港湾局港湾経営部整備計画課 TEL044-200-3061